

## 第2回社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制の強化等に向けたワーキンググループ 議事録

○日時 平成30年10月15日（月） 9:30～12:30

○場所 労働委員会会館（中央労働委員会）7階 講堂

○出席者

委員

山縣座長	松本副座長	相澤委員	安部委員	井上委員
江口委員	奥山委員	清水委員	浜田委員	藤林委員
増田委員	宮島委員			

参考人

鈴木参考人 東海林参考人 古屋参考人

事務局

濱谷子ども家庭局長	藤原内閣官房審議官	長田総務課長
成松家庭福祉課長	宮腰虐待防止対策推進室長	
國松虐待防止対策推進室長補佐		

○議題

平成28年改正児童福祉法附則第2条第3項の規定に基づく検討について

○議事

○國松室長補佐 それでは、定刻となりましたので、ただいまから第2回「市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制の強化等に向けたワーキンググループ」を開催させていただきます。

委員の皆様におかれましては、本日はお忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございました。

本日は、熊川委員から欠席の御連絡をいただいております。

前回御出席をいただきました委員の皆様におかれましては御紹介をさせていただいたところですが、前回御欠席の委員がございましたので、御欠席委員のお名前を申し上げさせていただきたいと思っております。「あいうえお」順に申し上げさせていただきます。

相澤委員でございます。

安部委員でございます。

清水委員でございます。

藤林委員でございます。

増田委員でございます。

続きまして、前回の会議におきまして、調査研究のヒアリングを実施することとなりました。平成29年度子ども・子育て支援推進調査研究事業におきまして「市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置促進に向けた支援手法に関する調査研究」を実施されました日本大学危機管理学部准教授、鈴木秀洋様にお越しいただいております。

同じく「児童相談所における調査・保護・アセスメント機能と支援マネジメント機能の分化に関する実態把握のための調査研究」を実施されましたPwCコンサルティング合同会社、東海林崇様及び古屋智子様にお越しいただいております。

本日の会議の前半に、順次、調査研究の結果について御説明いただくこととしておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

マスコミ関係者におかれましては、カメラ撮影につきましてはここまでとさせていただきますので、よろしくお願いたします。

それでは、これより先の議事につきましては、山縣座長をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○山縣座長 おはようございます。

早朝からお集まりをいただきまして、ありがとうございます。

参考人の方におかれましては、時間をとっていただき、ありがとうございます。私たちの議論に資する調査研究をいただいたということで、期待をしております。よろしくお願いたします。

では、早速ですけれども、事務局から資料の確認をお願いしたいと思います。

○國松室長補佐 それでは、資料の確認をさせていただきます。

本日も厚生労働省におきまして、審議会等におけるペーパーレス化の取り組みを推進していることから、お手元でございますタブレットを活用して御説明させていただきたいと思います。前回御出席の委員につきましては、タブレット操作につきましては繰り返しになりますことを御了承ください。

今、タブレット方で「議事次第」という画面が開いているかと思うのですが、左上の青文字にありますマイプライベートファイルというところをタッチしていただければと思います。そうしますと、この中にPDFファイルが入っておりまして、本日、全部で10種類のPDFファイルが入っております。これを用いまして、資料の中身を御説明させていただきます。

1番目が本日の議事次第、2番目が日本大学鈴木先生に提出いただきましたヒアリング資料、3番目がPwCコンサルティング合同会社様から御提出いただきましたヒアリング資料、4番目が市町村・都道府県の取組状況追加資料という資料になってございます。

5番目が前回のワーキンググループにおける主な御意見、6番目が江口先生、奥山先生、藤林先生、宮島先生から御提出いただきました構成員提出資料、7番目が参考資料1としまして、全国児童相談所所長会の調査中間報告をおつけしております。

8番目と9番目が資料2-1、2-2ということで、子ども虐待による死亡事例等の検証結果等についての概要と報告書をつけさせていただいています。

10番目が本ワーキンググループの設置要綱について添付してございます。

お試しに02番の資料1、ヒアリング資料1をタッチしてお開きいただければと思います。拡大の方法とページのめくり方について御説明させていただきます。拡大についてはスマートフォンと同じ要領になりますけれども、2本指で間隔を開いていただきますと、文字が拡大します。同じく2本指で指の間隔を狭めていただいて、つまんでいただきますと、文字が縮小する形となっております。ページは指で上にスライドしていただいたり、下にスライドしていただくことで、ページをめくることもできますけれども、右下に青いアイコンが表示されておりまして、青いアイコンの右から3番目をタッチしていただくと1ページ進むこととなります。同じく、右から4番目の青いアイコンをタッチしていただくと1ページ戻るといった操作が可能となっております。

操作方法につきましては、以上となっております。

資料につきましては、本日10種類のPDFファイルをつけさせていただいているところではございますけれども、別途、紙で配付している資料がございますので、そちらについても御説明をさせていただきます。

本日、構成員提出資料といたしまして、安部先生、井上先生から御提出いただいた構成員提出資料を机上に配付してございます。

また、資料5の構成員提出資料の23ページに、藤林先生の提出資料がございましたけれども、落丁がございましたので、別途追加で1枚紙を配付させていただいております。申し訳ございません。

資料の説明につきましては、以上となります。

○山縣座長 ありがとうございます。

前回、委員構成で少し議論がありましたので、その説明をお願いします。

○宮腰虐待防止対策推進室長 第1回の際に御指摘のありました代理出席の取り扱いについて、御説明をさせていただきます。

前回の御議論の際、名簿に団体の御推薦をいただいている方について、その旨を明記できないかというお話がございましたので、事務局において確認をいたしましたところ、前回、清水委員につきましては、全国知事会からの推薦という形で御紹介をさせていただいたのですが、名簿上、推薦という形で記載をさせていただくのは構成員が知事の場合ということでございましたので、こちらの御紹介が間違っていました。清水委員につきましては、知事会から御紹介をしていただいて都道府県の立

場から御議論に参加をいただいているということですが、名簿上、推薦という記載は難しいということですが。

本ワーキングでの代理出席の取り扱いにつきましては、所属組織の立場で御出席をいただいているということを踏まえまして、代理出席の申し出があった場合には当日のワーキングに諮りまして、承認を得た場合、認めるという取り扱いにさせていただきたいと考えてございます。

以上でございます。

○山縣座長 ありがとうございます。

団体等、組織を代表される委員については、今のような取り扱いで今後はさせていただくということをお了解をいただけたらと思います。よろしく申し上げます。

では、本日の議論に入っていきますけれども、先ほど事務局から紹介がありましたように、調査研究事業に関する御報告から入っていきたいと思います。それぞれ15分程度の報告と15分程度の質疑という形で進めていこうと思います。

最初は日本大学の鈴木秀洋先生、よろしく申し上げます。

○鈴木参考人 皆さん、おはようございます。本日、機会をいただきまして、ありがとうございます。時間が限られていますので、早速報告に入らせていただきます。

レジュメは資料1になります。「第1 市区町村子ども家庭総合支援拠点に関する平成29年度報告」ということで、29年度に拠点についてアンケートを全国の県、都道府県、市区町村、全部の悉皆のアンケート調査及び拠点として設置に向かっている、または設置している自治体について直接ヒアリング、現地で場所、ハード面ないし組織での動きについて確認、ヒアリングをしてきました。また、その後、意見交換等もやってきました。それについての抜粋ということになります。

「第2 アンケート・ヒアリング調査を踏まえた支援拠点開設のための課題」というところで、ここはこのワーキング、審議会でも繰り返すことではないと思うのですが、拠点が何のためにできたのか、どういう機能なのかというところの抜粋をしております。

その下の1、主な課題（阻害要因）というところを見ていただければと思います。拠点を促進するといった場合に、アンケート、ヒアリングで課題が出てきた点を6つの阻害要因としてまとめました。まず、項目を見ていただきますと、（1）拠点概念のわかりづらさ。その下になりますが、一体性、包括と一体と言っていますが、それがなかなか困難というか、イメージが湧かないということが、第1点目として挙げられていたところでございます。

2ページ、タブレットでしたら次のところを見ていただきまして、（2）阻害要因として人員配置基準の困難さ。下につけていますけれども、私も市区町村のワーキングに入れていただいて、このような体制を作ることが必要であろうということであった基準がありますが、その子ども家庭支援員、心理担当、虐待対応、これについて

の専門職の確保が難しいというのが1で、2ですが、命を守るためには必要だということ、常時要件を課しましたが、その常時というのがどういうことなのか、要件としてなかなか難しいということが挙げられております。

(3) 財政負担。2分の1でありがたいというところもありますが、小さい自治体においては、2分の1を出すのもなかなか難しいということが挙げられております。

2ページの最後の項目ですが、(4) 法的措置を強制する文言となっていない。私は行政法の学者でもありますので、努力義務にした場合と法的な強制をした場合に文言が違うというのは法制執務担当などではありますが、努力義務だから、なかなか自治体の中で優先順位を上げられないのだという声もありました。

3ページ、(5) 設置主体が市区町村と定められているということで、都道府県が消極的、私たちの仕事ではないというようなところでの記述もありました。

(6) モデル、どこが設置したと言えるのというところの困難さというものがあります。鈴木アンケートをした時、1月、2月ですが、その後の厚労省調査もありまして、結局100ぐらいが今、設置しているであろうというところがあります。106、厚労省の調査だと114というのが公式の形になります。ただ、この中身を見ていくと、実際、小規模というのがかなりの実態になっております。

それを踏まえまして、4ページ、では、どうすればいいのかというところで提言をさせていただいております。(1) 概念がわかりづらい、不明確であるということにおきましては、行政のあり方としましては、法律による行政というものがございまして、何かしら自治体でルールづけ、誰か一人が頑張っている人がいるとかということではなくて、拠点をどういう形で位置づけるのかというところで、要綱に拠点、こういう事業をやるのだよと自治体で明記することで、その後、継続していける、人がかわってもできるということがあるであろうと。幾つかの自治体のところはそのような形でやって、人がかわって、ことしもまた人事異動がありましたけれども、拠点を継続的に作っていくことができるということがございます。

星印でつけているのは、29年度報告を今日求められたのですが、違った観点ですけれども、私は継続して30年度もこの児童相談、虐待対応の自治体の調査をさせていただいておりますので、その意味だと、このような形で要綱を設置しましょうというところで、いろいろな自治体に働きかけているところはあるのですが、そのような面では広がってきている面がございまして。星印で新しいところについては追加させていただいております。

1の(2) 包括との一体性、これは厚労省の今日提示されている資料との比較で見ていただくと、資料3でもまとまっているところとリンクするところがございますが、私のレジュメのところそのまま見ていただきますと、4ページ、(2) 包括で一体性が難しいのだというところであつたら、では、どういう形であれば一体性が確保されていると言えるのか。

そのようなところで提言させていただいているのが、ひとまずはハード、拠点というとか何かその場所というイメージがあるので、そうではないですよという機能面だということと、イのところですが、ハード面とソフト面の統一化、一体化。どういふものかという、同じ建物で同じ窓口で仕事をしていけばそれなりの情報交換ができるであろう、動きもお互いにわかるであろうというところがあるのと、ソフト面、組織面ですが、指揮命令系統が統一化している、または情報共有、書面の場合もあればデータの場合もありますが、その共有システムがあることが一体性の条件になるであろう。

3のところは、余り言われていないのですが、私はすごく重要だと思っていて、情報共有、情報共有ということは言われるのですが、情報共有後、情報共有した後、果たしてどうやってその情報を使って、どの機関がどのように動いたのか。その連携、進め方のルールづくり、単なるスクリーニングや訪問、ケース会議、一緒にスクリーニングをしていきます、訪問します、ケース会議をします、では、そこで何を決めたのかというところが鍵になってくるのかなと。結愛ちゃんの事件でもありますが、では、どこが何をやるかというところだけではなくて、何をどうしてどう具体的に、何日後にどこに動くのか。そのようなルールづけがされていくことが、組織同士の一体性だと思っております。

提言ということで、星印で少し書いています。具体的にどのような業務について、どのような基準、ルールにのっとって連携、引き継ぎをしていくのか、具体的な定めをしておく。毎日、毎週、毎月、第1次窓口はここであり、こういう案件、こういう基準で第2の窓口を引き継ぐ。そういうところが重要であろうと考えております。一体性の基準としてのあり方になります。

(3) 人員配置・財政的負担に関してということですが、ここについてはかなりアンケート調査をしまして、1、2、3をピックアップしました。人の確保、それぞれの専門職が必要だといっても、地方ではなかなか人の確保は難しいですよ。保育士が足りない、保健師が足りない、または心理士が足りないというようなところで、基準はあってもなかなか満たすのは難しい。あとは、2ですが、これは結構行政の事務方との兼ね合いというものがあまして、組織や制度変更をしていくのは児童福祉部門だけではなかなか難しい部分がある。現場サイドではなかなか難しい。3が財政負担の困難さについて、どのような形でやっていくか。

アとしては、今回の緊急対策でもありますが、国とか都道府県への補助というものをアップしてもらうことが必要だということ、いつ切られるのかわからないという声もありました。

イの人員配置面での対応としては、地域の人材を発掘するというやり方があるのかなと。幾つかの自治体を回ってみて、工夫しているところではありました。保育士をふやそうということだったら、その資格の支援をしたり、または看護師、保健師、保

育士、有資格者で子育て中で働いていない人に対して、どのような形でまた機会を与えるというか、来てもらうかという工夫をしているところ、それで確保しているところもありました。

5 ページ、(イ) 児童相談所や他自治体からの派遣、人事交流。一方的に研修という形でやっているところがあったりするのですが、児童相談所と市区町村での派遣、相互交流というものをやっているところもあります。そうすると見え方が違いますので、そこでお互いの能力というか、一方的に専門的知識があるのが専門職ということではないと思いますので、地域資源をどうやってつなげていくのかというようなところもわかってきたという感想ももらいました。

また、自治体内であれば、人事ローテーションということで、教育委員会、保健・医療、生活保護、保育部門、さまざまな退職者を補充するというやり方はよくあるのですが、現役を動かすというところはなかなかそれぞれいっぱいですので、やられていない部分があるのですが、その工夫をすることで人の確保ができるということがあります。

追加で口頭で補充させていただきますと、私は災害の弱者の支援もやっておりまして、その中だと、ある自治体で災害が起きて足りない場合というのは、隣接の自治体がカウンターパート方式などと言うのですが、一時的に同じような職種が入っていくということもありますので、そのような工夫もできるのではないかと考えております。

(ウ) で、段階的な専門職の採用人員の増加というのもございます。

ウ、ここはワーキングでは何度も戻られているのを私も理解しておりますが、28年度の児童福祉法改正の趣旨というのは何でなのか。メリットが見られないということもありますが、そもそも命を守っていくためには何のために改正がされたのかというところは、各自治体がしっかり学んでいく必要があって、拠点が到達点ではなくて、線を引きかせていただいたのですが、現状のレベルを上げるということのためにこの制度設計があって、日々、毎日上がっていくということが重要なのだろうと。

(イ) 法的根拠が明記されたというところで、玄人は努力義務だからという言い方はするのですが、拠点を作るといのは明確に法律に書いてあることですので、そのところは各自治体に粘り強く訴えていく必要があるのだろうと思います。

エ、さまざまな工夫例と。山口市を見てきた場合ですと、一つの場合にハードで固まっていないですが、連携をしながらさまざまな施設が同一の情報を持ったり、拠点のやりとりというものをしております。岩国市さんは全国の児童福祉主管課長会でも話されていまして。船橋市さんは保健所を仕切っていた方が福祉部門にも来て、一体化というものができています。大村市、南房総市さんであれば、教育委員会側ですね。教育委員会に寄ってはいますけれども、そういう形で教員の力を使っていくというやり方がありますし、宗像市さんは、子ども権利条例という形の方針を出しながらつくっていったというのがあります。最近だと杵築市さん、伊予市さん、妙高市さ

んなども言っています。

米印ですが、組織体制については、保健部門との一体性、あとは、教育部門との一体性、これのプラスマイナスというものがあるので、どちらがすぐれているということはないのでしょうかけれども、どちらかにくっついた場合は、もう一步、三者間の共有のあり方については、ルール化が必要であろうとまとめております。

オ、国への要望、ゼロか100ではなくて、段階的な補助金の仕組みが欲しいという声が上がっています。

(イ) のところ、メインではないのですが、いろいろな自治体に会うと、必ず出てきています。やはり正規職員の割合を自治体ではふやしていきたい。ですけれども、補助金のシステムとしては非常勤になってしまっているのです、ここを何とかしてくれないのかという声がありまして、そこが問題提起としてさせていただきます。

(ウ) (エ) が新しいところになります。拠点の人員配置基準を要綱で定めておりますが、この人員配置基準というものを国が一方的に決めるのではなくて、市区町村としては、このワーカーが地域資源をさまざまなもので知っていてつなげる役割があるのだ、かなり力があるのだということであれば、そういう人をよく行政だと市長が特に認めた場合とか、いろいろな工夫の仕方があるのですが、そういう形で一定のハンドリングを、国の定めた研修を受けて、その人を資格者として認めるというだけではなくて、市区町村にハンドリングを認めてほしい。それで拠点ができているというやり方もあるであろうというようなところを新しくつけ加えさせていただいております。

あとは、(エ) のところでQ&A、随時、もう少し詳しいものを常時追加していったほしいという声がございます。

(4) 都道府県のバックアップということで、では、どうやって課題に対応していくのかということであると、要綱などを作っていく場合の支援であったり、財政的支援、または研修の開催、説明会、ワークショップの開催、児童相談所からの派遣、人事交流、ケース会議についてのベテランの心理士等の派遣。これは大体従来もやられていることですが、私が全国を回って、やられていないところがまだまだいっぱいあるのだということを確認しましたので、そこも挙げさせていただきました。

6 ページ、都道府県、児童相談所自体がみずからの業務に精いっぱいというのは私も認識しているつもりですが、長期スパンで考えると、市区町村の支援というものにかなり力を入れていくというか、一緒に動いていくということがすごく重要なのかなと。星印で、都道府県の計画には市区町村の協議が必要ですし、まだまだいろいろなアンケートを見てみると、都道府県から全然紙1枚で連絡が来ているだけで、自分たちがどのように動いていいのかわからないという声も聞かれています。都道府県と市区町村と密接なやりとりが重要だと思っております。

星印の最後のところにもなりますが、国と都道府県とか市区町村という言い方をす

るのですが、それぞれ児童福祉だったら主管課、児童相談所という現場、市区町村にも児童福祉の主管課があって、その中でも教育があったり、保健があったり、子ども部門というものがあります。実際の子どもの命を守るためにどう連携していくのかといった場合は、それぞれの関係するところの連携の仕方についてのルールづけが必要だと考えております。

(5) 規模に応じたモデルというので、現在、このようなところを回っております。拠点として丸がついているところについては、実際にほとんど回ろうというぐらいに動き回っております。

6 ページ、「第4 今後の設置促進への提言」ということで、法的位置づけなどの正確な理解の徹底ということ、支援拠点は何か、拠点を設置するメリットはどこにあるのかということ、繰り返し、総論も各論も伝えていく必要があるのだなど。それを求めているという声を聞いてきました。緊急対策にもそれは載っているところになります。

7 ページ、2 のところ、設置促進のための説明会というものをやっていくと、線が引いてありますが、ヒアリングに説明に来てもらって初めて、自分たちがやってきたことなのだということがあります。よく誤解があるのはわかったのですが、要対協を整備しないと、それが終わってからでないといけないのですというような説明を聞いたりしました。何回も出ていて、要対協と拠点が同じものである、言い方は変なのですが、当然リンクしているものなので、別々に体制を整えなくてはいけないのではないかなという理解がかなりの自治体にあたり、今回指導委託ということをしたので、指導委託をしない限りは拠点ではないのだ、まだ実力はないのだというようなところもございました。やはり、具体的なレベルを提示していくことが必要なのかなど。星印でつけた拠点についての啓発ポスターとか、そういうものも必要なのではないかなとか、ソフトな軽いものも提言させていただいています。

あとは現状の個別課題についての意見交換のところですが、今回問題提起させていただきたいのは、米印で先行事例の紹介というものをずっと私の方で作ってきたのです。ヒアリングでここがいいというような。ただ、いろいろなところと意見交換をしていますと、先行事例は先行事例で、私のところではないという認識になってしまう自治体のほうが多いことに気づきました。そこはすごい体制があるからできるであろうと。なのだけれども、自分のところはできないなど、そこで終わってしまうので、逆にできないところに今、幾つか回らせていただいています。できないところでできない理由をいっぱい聞いてくることで、それをマニュアルに反映させていくことが重要なかなというところになります。

4 番目、スタートアップマニュアル、これは必要なかなと思います。

「第5 その他関連」、最後のところですが、ここで30年度の調査研究というものをやっているというところと、強調したいのが2 番目ですが、議題として挙がってく

る論点として、児童相談所の窓口と市区町村の窓口の異質性についての議論が余りされていないのかなと思います。上下関係ではないので、そこが結構勘違いされている。私のように市区町村側でずっとやってきた人間からすると、児童相談所の脚光と苦しさはかなり議論されていますが、では、それを学んで、市区町村が力をつけろよという議論がされることがあって、そこは全然違います。地域でゼロから18歳まで継続的に拠点というか、さまざまな地域資源を集めてつないでいくということがありますので、そここのところの理解が必要なのかなと思っております。初動班を設けることのプラスマイナスというのも、児童相談所の場合と市区町村の場合もまた違ったところがあるのかなと。

8 ページ、上記と関連してというところで、拠点のヒアリングを回らせていただくと、「189」についての問題提起もかなり出ています。通告と相談と里親相談、全部一本化をしていて、受ける側としては、受ける側のストレスというか、電話番号を変えているところもありまして、「189」なのだけれども、子ども相談などを分けていると比較的仕事がやりやすいという話も聞いています。市区町村も拠点として力をつけた場合に、電話を窓口一本化で、全部を、どんな相談も一つの電話で何でもかかってくるという状態よりは、ある程度分けた方が対応の仕方がしやすいのだということも提言として挙げられたものがあります。それは地域によってさまざまな問題があるので、正解があるものではないと思います。

市町村側の景色として、児相との協力関係、役割分担の具体化課題、近隣自治体（地域）同士での意見交換とか連携が重要になっていくのかなというところがあります。

その下は、下請ではないというのはもう一度提言をさせていただくと。

3 番目、目黒区事件を拠点はどう防げるのかというところで、報告書、今回先生方に作っていただいたものを読みましたが、現場として1点追加させていただくのだとすると、入れていただきなかったものとしては、何々ができなかった、何々は不足していたというのはよくあるのですけれども、それはやらなかったという決定をしているわけであって、なぜ不作為をしたのかというところです。

人が足りなかったのか、大丈夫だと思ったのか、そういうところが現場ではすごく必要なことで、いろいろな指揮をとって現場に出ていくと、これは忙しいからできないとか、ロックがあるから中に入れなかったのだとか、人がその時に事件が多発していてそこに行けなかったとか、いろいろなものがありますが、なぜそこで介入をしなかったのか、支援をしなかったのか、児童相談所が言ったから市区町村が行かなかったとかという話ではないと思うのです。例えば児童相談所が行くなど言っても、市区町村としては別の機関として自分たちはこういう判断があるから、自分たちは行くという判断は当然私たちはしてきてやっけてきている話なので、では、なぜそれで行かなかったのかとか、そういう具体のところのところがわかってくると、支援拠点の強化にもなってくるのかなと。こういう時にこういう判断をします、こういう時に児童相談所につ

なげます、または、こういう場合には学校教育、保育園の現場につなげますというところがあるのかなというところでございます。

時間がございますが、大体話させていただきました。最後に強調したいのは、視点として児童相談所だけではなくて市区町村側が強化されないと命は守れないと思いません。その場合に児童相談所とどうやって一緒に動いていくのか。または、ある時点からは児童相談所と独自にどうやって動くのかが重要になってきます。引き継ぎ等が重要になってきます。

それともう一つ、上下関係というような機関ではないですよと。地域を探していく、つなげていくというのが、拠点の重要なところですよというところが、今回回らせていただいて、いろいろな自治体と意見交換をしながらわかってきたことと、また、伝えていることになります。

以上になります。どうも御清聴ありがとうございました。

○山縣座長 ありがとうございます。詳細な報告を感謝します。

10分強ぐらいでしょうか、質疑の時間をとろうと思います。たくさん質問を受けたいと思いますので、質問のやりとりはできるだけ端的にお願いしたいと思います。

奥山委員、お願いします。

○奥山委員 非常に貴重な御報告、ありがとうございました。

幾つか感想と質問をしたいと思います。まず、財政的なところは非常に大きな問題だと思っています。児童福祉法改正直後から補助金ではまずいのではないか、交付金の中に入れなければいけないという意見が出ていて、出た交付金に関して、きちんと公開していくことが必要だろうという話も出ていたのですけれども、事務局にこの辺はどうなっているのかを伺いたいというのが一つです。

それから、親委員会で議論していた都道府県推進計画の中に、市区町村推進計画を各都道府県が全部取り纏めて提出するといったことを、もう少ししっかりと書き込むという意見を出すべきだったと反省をしました。

御質問を幾つか、1つ目は、人事交流が必要ということをおっしゃっていたのですが、県と市町村との人事交流がどういう形でできるのかということをもう少し詳しくわかったら教えてほしいと思います。

2つ目は、工夫の中に教育との一体化、保健との一体化というものがありました。福祉だけでできないから一体化しているのか、それとも一体化した方がうまくいくから一体化しているのか。一体化しているのは専門性の問題なのか、人数の問題なのか、その辺の、なぜ一体化するという工夫が必要だったのかというあたりのところを教えてください。

それから、鈴木先生は文京区の子ども家庭支援センター長をなさっていて、ずっと区の立場から児相を見てきて、市区町村の立場から児相を見た時にどういう問題があって、児相はどうあってほしいかというのがあったら、その辺を教えてください。

と思われました。

以上です。

○山縣座長 ありがとうございます。

もうお一方、お二方の質問を聞いて、まとめてお答えいただけますか。

宮島委員、お願いします。

○宮島委員 どうもありがとうございました。

市町村が強化されなければ、子どもの命が守れない。大いに共感いたします。あと、都道府県と市町村は上下関係ではなく対等な自治体である。このこと、日本の統治の仕組みをちゃんと踏まえなくて議論をしても、実際は何も動かないということを改めて強く思いました。

3点お聞きしたいと思うのですが、この支援拠点の実施状況を見ると、補助金を受けずに行っているところがかかりの数がある。受けた方が、財源が確保できていいはずなのに、どうしてなのかということをお教えください。1つ目です。

2つ目は、子育て包括とこの支援拠点と、両方、それぞれ児童福祉法と母子保健法ですけれども、設置の努力義務が課されているにもかかわらず、子育て包括の方はかなり進んでいる。拠点の方がなかなか難しい。例えば既にあるパソコンをバージョンアップするイメージと、電卓で仕事をしていたのを、パソコンを導入し、それをこなせる人を置かなければだめだというイメージかなと思ったりするのです。このあたりの差が出ているのはどうしてと思われるかを教えてください。

3つ目、同じ市長とか町長とか村長とか、その所管の部局内でも組織の壁を越えて連携するのは非常に難しいということが、この調査で改めて感じたわけですが、既に御報告いただいた中にもあったと思いますが、これをどうしたら乗り越えられるのかというあたりで補足的にお話しただけならと思います。

○山縣座長 ありがとうございます。

すごい量になってしまうので、安部委員で一旦切らせてください。

○安部委員 鈴木先生とは支援拠点を作るワーキングで一緒だったので、今回の結果は基本的にほとんど同じ結果なのですけれども、1つだけ教えてください。5ページのオの（ウ）の中に、支援拠点の人員配置のところで、市町村にハンドリングを求めるとことが書かれているのです。やはり支援拠点の専門性を考えた時に、市町村にハンドリングを渡してしまうと、今いる人でいいではないかみたいな、質の低下とか、質の担保にならないのではないかと思います。そちらの方がいいと考えられた根拠をお教えいただければと思います。

以上です。

○山縣座長 合計7点ございます。大変だと思いますけれども、よろしくお願ひします。

○鈴木参考人 忘れないうちに、一番近い安部先生のところからですが、5ページの

(ウ) のところで、29年の時にはこれは出なかったのですけれども、今回いろいろ回っていて、なかなか充足できないというのは、充足しているけれども、しているかどうか自信がないみたいな回答もあったのです。イメージであるのは、地域資源をつなげるのも重要な拠点の仕事で、心理ではない、または虐待対応をずっとやってきたわけではない、だけれども、地域の資源、あそこには誰々さんがいてどうというのをつなげていく力。それは一つの専門性であって、そういうものは国の研修を受けたり、都道府県の研修を受けるだけでは見つけられない力なのですけれども、それはすごく重要なものです。

その時に私が思うのは、この人を例えば家庭支援員、虐待対応員として認めるのであれば、なぜそのようなことを認めたのかというのは、内部でルールなり決裁などをちゃんととっておいて、そういう人材が必要なのでそういうものに認定したというルールづけがあれば、あの人、この人と、今の人だけではなくて、この地域にはそういう人が必要なのだということであって、逆にすごく必要なことなのかなと。ハンドリングがないだけだと、つなぐ力は薄いのかなというのが、いろいろな事件を見ていて、意見交換をした中で、今回提言させていただいたものになります。

そのほか、補助金を受けないところと受けるところ、補助金を受けるには厚労省のいろいろなチェックを受けて、本当にそれでだめと言われたらどうするのかとか、具体的なリトマス試験紙みたいなものではないので、そのところが出して認められなかったら格好悪いみたいなところを言っているところもありました。私が実際に見たら十分拠点ではないですかと、ほかのいろいろな自治体を見ているとそういうところが結構あったので、私が見ている限りでは、実際は本当の数はずごく多い。実際にやってくる場所がありますので、そういう認識ではあります。

あとは、格好いいことを言えば、自治体で考えるのだから、自分たちの財産で子どもの命を守るのは当然だから、補助金などは別にどうでもいい。国とか都道府県の監督か何かを受ける必要もないというような勇ましいところもありました。なかなか補助金のシステムがまだわからないのでというところが現時点だと多いのかなと思いました。

もう一点で、包括の拠点との関係ですけれども、包括の方が先行していますので、その意味では拠点というのは後から議論がされてきたところで、まだ同時に用意ドーンではないので、拠点の方がおくらせてしまうのはしょうがないのかなと思います。ただ、包括などはネウボラという形で違うような言葉でどんどん広がっていく面もあるのに対して、拠点というと要対協とどう違うのとか、包括とどう違うのというところでのわかりづらさというところがあって、拠点というところの周知があれば、もっと進んでいくのかなと。要対協もやっとなんかになりましたけれども、というところの中では、時間がかかるのはある程度やむを得ないところはあるのかなと。働きかけと啓発が必要と思いました。

部局内の連携の難しさというところは、相談員が一番わかっている人たち、相談部門は相談だけを毎日やっていますので、制度をどう変えて、自分たちの人が足りないとかということの人員配置とか財政的なものというのは、庶務がやっていたりします。そういうところで言うと、そこに働きかける、また、庶務が財政課に働きかけるとかという仕事まで全部担わされていると、そこができないのがありますので、そこを訴えた部分についてはより上位というか、杵築市さんなどもトップがやるぞみたいなことになっていくと、組織ががらっと変わっていくところがあります。より上位のところ働きかけるといふところと、このように審議会があった時に、書面を流す時に、児童主管課だけではなくて、関係部局のところにも、この厚労省のワーキングの通知を流していくようなところがあると、自治体でこういうのもあるのだということがわかるのかなと思いました。

県と市区町村の人事交流に関してですが、県側、児童相談所側としては、人をなかなか出すのは難しく、研修という形で来るのはいいですよという片面的になっているところは結構ございます。ただ、実際に県から市区町村に行ってみると、そこで市区町村側の景色が見られて、自分たちだけが忙しかったのではないかというか、どちらかという下に見ていた部分があるのだけれども、違っていたのだということがわかって、相互にお互いがまた戻った時にすごく勉強になるということは聞いております。相加的、児童相談所からも行って、交流で市区町村からも来るとか、そういうような形があれば、人材の観点からすると、自分のところだけ減ってしまったという形ではない部分の補い方があるのかなとは思いました。

2のところですが、教育・福祉・保健というのは、行政の中では常に壁がある三者になっております。そこについて、奥山委員がおっしゃったことは、全部、私が言ったところではどれも当てはまるのかなと思っております。できないからということで、組織、どの部門も自治体は福祉とくっつけたり、教育とくっつけたりをずっと繰り返しているのです。それでも、どちらでもどれかが正しいというわけではないので、今は教育との連携が全然足りない判断したところは、拠点の中では保健の部門との連携が必要だと言っているのだけれども、そちらよりも教育にくっつかないと子どもの命は守れないとか、年齢が上の子たちの非行などの問題に、今、この自治体では取り組まなくてはいけないと考えたところは、教育との連携を強力で推し進めています。その意味で、厚労省が出している保健との一体化というのが逆に薄くなってしまったという感想があって、それをどうしようかというところがあります。

また、教育で、高年齢のところばかりやっていたので、今回この指針が出されて、保健部門との一体化というので連携を強めていく。それによってゼロ歳からの、赤ちゃんからのポピュレーションアプローチとの連携がうまくいったというところもありますけれども、逆に今度は教育部門との連携の仕方が難しくなったというところで、ここは難しいというのはあります。実際に地域によってどこの部分が漏れているのか

というところと言うと、その組織の作り方はあります。組織でどちらかにくっついたのであれば、3つを全部くっつけるということはなかなか難しいと思うのですけれども、その場合にはもう一個、漏れたところについて今までどおりの連携の仕方があるというか、ハード面を工夫しているところもありますし、会議をより頻繁に繰り返すようにしたというところもあります。そういうところで補っていく。3つの連携が必要だというのは揺るがないところだと思いますので、そこの補い方かなと思います。

最後、児童相談所をどう見てきたかというところで、東京都と23区の場合だと、自分たちがやらざるを得ないだろうというところで児童相談所を作るのだというところに動いていった面はございます。ワーキングでもありましたが、上下関係的というか、市区町村に権限がなくて、最後に一時保護をお願いする時に見立てが全く狂ってしまって、全然忙しいのだからそこができないのだというところがあったのです。その見立てをどうくっつけていくのかは先ほど提言させていただきましたが、同じ景色を見ていくという意味でいうと、児童相談所と市区町村が事件について、事案について一緒に動いて、同じ景色を見たり、また、人事交流で時期を変えて、その場で違う仕事をしてみるということで補っていくものがあるのかなと思います。児童相談所は児童相談所でやる、市区町村は市区町村でやるという仕事の仕方がどんどん進んでしまっている現状があるので、それはすごく危険だと思っております。

○山縣座長 ありがとうございます。

まだまだ意見交換したいところなのですが、委員の方々につきましては、今の鈴木さんの報告をもとに、後半、全員で議論したいと思いますので、鈴木さんとのやりとりはここで終わりにさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

最後ですけれども、この拠点を作る時のワーキングの座長だった松本さんが隣に座っていますので、何か一言、お願いします。

○松本座長代理 山縣さんから何か一言言いなさいということですので、一つは、これはそもそものところで、平成16年改正で要対協を作った時に、要対協に専任のワーカーを必置ということにできなかった宿題がずっと残っている。そういう経過の中で、全体的に市区町村の基礎自治体の力量を上げていかなければならないというもう一つの動向がある中で、この話が出てきたということだったと思います。

ですので、鈴木さんのおっしゃった現状レベルを上げる視点を持ってどうできるのかということが出発点で、今、できていることを拠点を整備するという形でもっと標準化していく、あるいはレベルアップしていくという仕組みなのだということの周知をかなり図っていかなければいけないのだろうと思ったことが一つです。

もう一つは、その中でどこの自治体に行ってもちゃんとこういう関係のソーシャルワーカーさんが専任でいるねという体制をどう作るかということですので、先ほど奥山さんから、結局これを作る時に補助金ではなくて地方交付税で人件費をどう見られるかということがかなり議論になって、そこはワーキングでも強く要望した経過があ

りますので、そこは改めてそういう形で動いていただきたいということと、現在の見通しという質問がありましたので、事務局の方でお答えいただければと思っております。

最後に2ページの人員確保で、小規模A、B、C、中規模、大規模とありますね。これは実際のワーキングの時に、ここが一番どうしたらいいだろうかということで時間をとった記憶があるのです。結局、たくさん増えてきた時に、こういう形でできる仕事は何なのか、この配置だとできないことは何なのかということをもう少し経過の中で検討していくことが必要なのかなと思いました。

以上です。

○山縣座長 ありがとうございます。

先ほどの奥山委員と今の松本委員共通のところで、私も確認しておきたいのですが、事務局の方でお金の問題ですね。今、どのような状況か今後の見通し等も含めてお願いします。

○宮腰虐待防止対策推進室長 7月20日に出させていただきました緊急総合対策の中で、年末に向けて新プランを策定することになってございまして、その中に児童相談所の体制強化ということも一つ大きな柱として立っているのですけれども、もう一つ、市町村の体制強化ということも柱として立ててございまして、その中で要対協の人員の確保、支援拠点の設置促進ということを7月20日時点では書かせていただいております。具体的な地方交付税措置も含めた措置につきましては、年末に向けて総務省と相談をしながら検討を進めていくという状態でございます。

○山縣座長 わかりました。

○松本座長代理 恐らくこの後の時間も児童相談所の機能の問題について、ここでは集中的に議論が続くと思うのですけれども、前の専門委員会からの流れでも、児相の話だけしてはどうも取りこぼしが多い。市区町村の強化を前提に、そこで児相がどうあるべきかというように議論しないと全体の構造が崩れていくだろうということは、全体の合意だったと思います。その点を改めて確認をして、今の緊急対策のところでも市区町村の強化を入れていかれるということは、ぜひ、そのような形で進めていただけてほしい。それを前提に児相の話をするという形はそのように確認をしたいと思います。

○山縣座長 決着はついていないけれども、取り組み中である、端的に言うともうそういうことです。ありがとうございます。

続きまして、PwCコンサルティング合同会社の東海林さんと古屋さん、同じように15分強ぐらいでお願いします。

○東海林参考人 では、改めまして、PwCコンサルティングの東海林と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は機会をいただきまして、ありがとうございます。昨年度弊社で実施をさせて

いただきました「児童相談所における調査・保護・アセスメント機能と支援マネジメント機能の分化に関する実態把握のための調査研究」、こちらにつきまして、簡単に御報告をさせていただきます。

詳細は古屋から御報告させていただきますが、今回の事業に関しましては、昨年度1月ごろに実施した全国の児童相談所向けのアンケート、その結果を受けて全国10カ所ほど児童相談所にお伺いをさせていただきます、その中で特に機能分化に焦点を当ててお話をお伺いしたのになります。

その結果を3ページに記載させていただいておりますが、詳細は後ほど古屋から御報告させていただきますが、その中でも地域ごとに機能分化のあり方というものを実態としては違っていそうだとするところが結果としてわかりましたので、その部分の詳細を御報告させていただきます。

○古屋参考人 おはようございます。PwCの古屋と申します。

今し方、東海林から説明がありましたように、当社は昨年度、全国の児童相談所を対象にアンケート調査とヒアリング調査をいたしました。アンケート調査の結果報告は、第1回のワーキンググループで事務局の厚生労働省様から御説明いただいたことですので、ここでは割愛いたしまして、今日はヒアリングで10児童相談所にお邪魔したうち、ストーリーとしておもしろそうな5つをピックアップして説明したいと思います。

それでは、このオレンジ色のパワーポイント、5ページ以降が各児童相談所のストーリーになりますので、順に説明いたします。

まず、ヒアリング番号1というところで、機能分化が進んだケースというところなのですが、こちらは政令市の実態になります。大きな政令市でございます、比較的新しく設立されたところですので、設立当初はEタイプとあって、介入と支援の機能が全く分かれていないというところだったので、そこから虐待相談の対応の専任部門を置いて、さらにそこから介入というか、ここでは初期対応と支援の機能を分離するという形で変遷しております。

アンケートのヒアリングの中では現体制について、なぜこういう体制をとっているのかということで利点と課題をそれぞれ伺っているのですが、利点については担当が細かく分かれているというところで、責任や進捗状況がはっきりわかると。また、初期対応と支援の役割を決めておくことで、それぞれの異なるスキルが求められるため、技術や経験の蓄積がされて、初期対応はより早く、支援業務は人によって支援するメニューが異なってきますので、その複雑な支援を高度にすることができるというところを利点として挙げていました。

一方で、課題なので、一人一人の対応が細かく分かれているということで、セクショナリズム、縦割りの分化を引き起こすことを懸念している。今はそういうことがないように、現場の方々に、スーパーバイザー級やそのもう一つ上の課長級

の方々がきちんと会議を開いて連携しているということなのではございますけれども、そういった縦割りを起こすということがあります。また、自分でできる範囲が小さくなるということで、たとえば初期対応であればひたすら初期対応を毎日することになるので、精神的な負担も高くなりますし、モチベーションも下がっていくというところを課題として挙げていました。

その他は、ほかのメモとして挙げているところなのではございますけれども、大体、この児童相談所でどれぐらいのサイクルで異動しているのかということなのではございますが、ここは少し長目で5年くらい、ヒアリングしたところでは3年程度でようやく一人で仕事ができるかなと答えていただくところが多かったのではございますけれども、そこから自分で仕事ができるだけではなくて、下を育てられるというところまで少しやってから本庁に戻るということが、この児童相談所における特徴でした。

順番に説明してまいります。6ページ、ヒアリング番号3とあるのではございますけれども、こちらにも政令市です。ここもかなり大きな自治体なのではございますけれども、ここは開設当初からずっとBタイプといたしまして、当社の調査における初期対応と支援の機能を分離しているケースになります。ここはずっとBなのではございますけれども、どういう形で初期変遷と区切っているかといいますと、まず、最初のところが初期対応は初期対応でも虐待等、また、非行ですとか、ほかの相談のいろいろなところに置いていたのですが、そこを虐待だけ独立させた。さらに虐待相談の専用電話番号を設置して、増加する相談の電話に対応していったということを中心にかなり早い時点で進めていったところなんです。さらに最近になりまして、今、行政のスリム化というところで人員確保がどの自治体でも難しい中で、児童相談所は増員しており、さらに夜間や休日といった開庁時間外の対応も進めたというところがこちらの自治体です。

ここが最初の児童相談所と同じような形で、利点は、それぞれの担当業務に集中することで専門性が高まると指摘しておりまして、さらに全く同じように、迅速に対応すべき初期対応と丁寧なフォローが必要な支援を分離した方がよいと言っていました。その理由のところ、支援の方が難しい。難しく時間が掛かるというのをまず先に挙げていて、そこを混在させると、支援の方がおろそかになってしまう。デイリーでルーチンで回していく初期対応に時間をとられてしまって、子どもの人生に重要な影響を及ぼす支援をきちんとできなくなるので、支援は支援で専門の人を置こうとおっしゃっていました。

課題も最初のAタイプのところとかなり似ているのではございますけれども、別部署の業務に対する理解をきちんと深めた方がいいと。これは子どもへの対応の一貫性という観点からおっしゃっており、包括的な支援の確保をするべきであるとおっしゃっています。

ここはさらに御意見を頂戴しておりまして、通告件数が増加する中で、特に最初の対応は効果的で迅速な対応が必要だとおっしゃっていたので、トリアージを行う機関が必要だと考えています。また、トリアージの機能について具体的に御提言いただい

たのですけれども、初期調査をトリアージ機関がやるとともに、警察や児童相談所、市町村というように、今、最初に情報が分散しているところへクロスレポートして、ケースの振り分けをするべきだとおっしゃっています。

また、ここは政令市特有なのですけれども、児童相談所と区が実施している業務について重複が多い。さらに、調整で混乱を来していることが多いとおっしゃっているため、役割分担を明確にした方がいいだろうと御提言をいただいております。

7ページ、ここまでが初期対応と支援の機能が分化しているというところなのですけれども、この最後のDタイプのところ、こちらは都道府県が設置している児童相談所になります。

ここは開設当初からずっとDタイプという形を貫いているのですけれども、実際にどう初期対応と支援の方々が活動されているかというのを、背景・経緯のところに表示しているのですが、基本的にはいわゆる地区担当と呼ばれる方が最初から最後までかわり続けているのですけれども、その中で迅速な対応が必要であったり、環境が変わった時にフォローに入ったりするという形で、初期対応のチームにいる方がスポットで応援に入るというような、部分的に強化型と私たちは分類したのですけれども、そういう形で機能を分離しながらも、比較的最初から最後まで見続けているという形です。この初期対応の担当部署の方々なのですけれども、特定の地区を持っているというわけではない。ただ、いろいろなケースを見ているので、いろいろなケースにおいて必要な支援を見ていき、随時、入ったり出たりということを繰り返しているそうです。

この体制、かなり介入と支援が分離しないという考えにやや近い考えで動いているところなのですけれども、利点は担当者が交代しない。これは支援担当が専任で最初から最後までつくということなので、子どもだけではなく親にも安心感を与えて、家庭復帰など安全確保が必要な場面で協力的になってくれる。また、最初から最後まで担当するということで、担当の児童福祉司が包括的な視点で「子どもの最善の利益」に資する支援メニューの選択ができるということがあります。初期対応の方々が地区を横断してスポットに入ることによって、地区担のレベルがそろってくるというところを利点として挙げておまして、相互サポートもできるようになる。なので、ある地区で、A地区、B地区、C地区を持っていた場合に、B地区が業務過多になった場合は、A地区の方々が応援に入ることもたまにあるとおっしゃっておりました。

ここなのですけれども、支援についてより強化するべきだというコメントをいただいております。援助方針を決定した後に、子ども対応ですとか里親の支援体制については、担当が1人だけつくわけではなくて、専門部署を設置して専門性向上に向けた対策が必要だと考えていらっしゃいます。また、これは恐らく自治体ですとか児童相談所によって異なると思うのですけれども、例えば児童養護施設の負担金の算定業務といった純粋事務作業も児童福祉司の方が行っているそうで、そういったところは自

治体によりけりだと思えるのですけれども、事務手続を改善した方がいいだろうとおっしゃっていました。

以降2つの児童相談所なののですけれども、こちらは初期対応と支援を同じところで、セクションを分けていないケースです。ここなののですけれども、まず、8ページにあるヒアリング番号7の児童相談所です。こちらは都道府県が設置しているところで、一旦分けた、専門の部署を設置したのですけれども、そこからもう一回純粋な地区担当制に戻したというところなんです。

平成22年に純粋な地区担当制から虐待相談の対応係を新設して課に格上げしたということをやりました。ところが、相談窓口がばらついてどこに連絡を入れたらいいかわからないというところで、外部からも注文が入り、内部も調整で混乱しということを経験し、平成27年に純粋な地区担当制に戻したというところなんです。

そういった変遷を経て介入と支援を一体的に運用している現体制の利点を話しているのですけれども、こちらは、やはり戻した理由にもなるのですけれども、外部からの連絡窓口が一元化される。そうしたことによって内部調整コストが下がるということで、コストといっても主に時間について指しているのですけれども、内部調整コストが下がった。また、専門部署を分けるとまず介入という考えがわたる一方で、そうではないケースワークもできるというように柔軟にケースワークについて検討し、選択していくことができるということをおっしゃっていました。また、職員に総合的な技術や知識が蓄積するということで、全員のバランスが上がっていくというところを利点として挙げています。

一方で、最初から最後まで地区担の方が見られるということで、家族再統合や里親といった時間と調整がすごくかかるものに関しては、業務過多というか、負担が重くなっているというように現状の課題を挙げていらっしゃいます。

それ以前に、まず、業務を適切に進める上で人材も施設も不足しているというのが、この児童相談所が置かれている自治体における課題だとおっしゃっています。また、専門性をどうやって高めるかというところで、短期間で研修をする制度があり、それ以外はOJTで何年かかけて成長していくというモデルであるのですけれども、できれば大学院ですとか、そういった専門課程を経て資格を取得させることが理想であり、その方がケースワークに対して責任も持てるし、誇りも持てるし、よりよい子どもの安心・安全の確保に資するのではないかとおっしゃっています。

9ページ、ここが最後のところなののですけれども、ここは調査対象期間の中で何度か細かい変遷を繰り返しており、その変遷のところに重大事案が発生しているという興味深いケースですので、紹介したいと思います。

こちらは政令市が設置している児童相談所なののですけれども、まず、平成13年に初期対応と支援の機能を分離しましたと。当時は入庁15年前後の中堅からベテランの方々が多い組織の人員構成だったのですけれども、この時期、通告の件数が増えまし

て、夜間対応ですとか人件費の増加がかなり負担となるような問題が起きていた。そういった人件費の問題と対応への負担というところから、よりフットワークの軽い若手を配置しようということで、専属チームを設置して活動するようになってきました。

ところが、その体制で運用してきてしばらくたったころに、管轄している地域で死亡事案が発生してしまった。それがどうしてそのようなことになってしまったかという、縦割りの弊害ができていて、調整がなかなかできなかった。うちじゃない、うちじゃないを繰り返して、ポテンヒットみたいなことになってしまったということで、ケースへの俯瞰的な視点を持つべきだろうということを経験からの反省として考えて、専属チームを解散させたのです。それで地区担当制に戻した。

ところが、当然ながらこの時期は、まだまだ通告件数が増えている時期で、地区担当になったらなったで、1人当たりの担当ケース数が大変増えてしまって、業務過多になっていた。そんな中で、もう一度死亡事案が発生させてしまったということがあったそうです。

ただ、組織改正をして、その直後に発生した事件であったため、それを踏まえてもう一度大きな組織変更をするのは難しいというような行政特有の慣例といいますか、そういった事情もあり、そこで、体制は変えずにやり方をもう少し柔軟に運用できるようにしないかという形で検討されたそうです。

そこで、地区担当制はそうなのですが、特定のケースを持たないスーパーバイザーのクラスである比較的経験を積んだ方が対立場面で仲裁するですとか、敵役に回ったり、逆に仲違いしていた関係をもう一回中和させるような形でワンポイントリリースに徹する方を置いて、その方が適宜短いケースですと即日、長くても1週間程度という形で、期間を絞って応援する形に回りました。なので、組織の体制は地区担当なのですが、業務過多になった時にそれを平準化する工夫をしています。

利点なのですが、利点のところは、地区担当制の利点の典型的なところなのですが、一貫した支援が可能と。また、「相談調整担当」というワンポイントリリースの担当を配置することで、属人的な対応から組織レベルでの対応に変えることによって、心理的負担を軽減し、スピードも上げることに成功しています。

ただ、課題として、ワンポイントリリースの方はスーパーバイザーなので、その地区のスーパーバイザーの方とクラスが一緒になってしまう。なので、指揮命令系統が二重になるおそれがあるので、そこは同じ階級の方々でよく調整をして、情報導線が複雑にならないようには配慮されているようです。また、これも採用人数がなかなか安定しなかったという事情もあり、現在は中堅からベテランの方を確保するのがすごく大変だとおっしゃっていました。

また、ここなのですが、人による対応から組織による対応に変えるための工夫で、年2回、所長級の方々が立ち会いながら、全ケース点検というものをやっていらっしゃるそうで、在宅指導のケースを年に2回棚卸しして、とまっているものに関

しては上の人が見て、こうしようよというように助言されているそうです。こうすることで早く進めるし、心のストレスも軽減するというのを工夫されています。

すごく簡単ではあるのですけれども、ヒアリングについて御説明いたしました。

○山縣座長 要点を絞った御報告をありがとうございます。

質問は基本的に委員からさせていただきますが、資料の確認を1点だけ私からさせていただきます。パワーポイント資料の6ページですけれども、上の3行はほかのものがそのまま残っていますね。間違えていますね。わかりました。

ということで、恐らく上の3行は1か2と重なっている。

○古屋参考人 1がそのまま残ってしまっています。済みません。

○山縣座長 ということですので、委員の方ではこことリンクせずに質問をお願いしたいと思います。

では、先ほどと同じように皆さんから質問を幾つか聞いてお答えいただこうと思います。よろしくをお願いします。

奥山委員、お願いします。

○奥山委員 ありがとうございます。

いろいろな内部事情がわかっておもしろかったと思うのですけれども、基本的に内部事情だなという感じです。つまり、本当に児童相談所がどう動いているのか、内部だけではなくて外部から見ないとわからないのではないかという意味です。例えば外部委員会を置いてインスペクションを受けている、みずからそういうことをやっている自治体があるのかなのか。

それから、今回の調査で他機関側からの意見を聞くことはなぜ避けられたのか。これだけでは、お手盛りの意見と見えてもおかしくない。利点と課題と書かれたのは、要するに、中でやっている人たちが自分たちのことを見てそう思っているというところですね。それに尽きてしまう危険を非常に感じます。確かに、課題が実態調査なので、効果を見る研究ではないので、アウトカムがどうかという調査の仕方ではないのですけれども、本来、児相の機能のアウトカムとしては、子どもの命はもとより、子どもを権利侵害から守ることが児相の今の一番大きな役目で、それがどのぐらい達成されたのかというアウトカムを頭に置きつつ、利点、欠点を考えないといけないのではないかと思うのですけれども、その点についていかがかということ。

3つ目は、よく聞く話なのですけれども、専門チームは作りました、でも、若手の福祉司さんたちに、このチームに入ったらこういう形でこう動いてこうなるのですという指導が全くされずに、ただただ配置されただけ。それで上の人に従って動きなさいという状況になっていたりします。これを読むだけでは、明確な業務のあり方が提示されている児相とそうではない児相がどのぐらいあるのかというところがわからなかったのです。

それから、最後にキャリアパスに関してです。児相に配置されて、2年でいなくな

る人もいれば長くいる人もいるというのは、そのとおりなのですが、そうすると、キャリアパスがその自治体、自治体でどうなっていくのか、そういうことについても調査されているのかどうか、その辺を教えてくださいました。

○山縣座長 ありがとうございます。

最初の2つは第三者性ということで、似通ったことかもしれません。

ほか、いかがでしょうか。

安部委員、お願いします。

○安部委員 安部です。

一緒にPwCのこの調査にも加わらせてもらったのですが、ページ番号の7番と最後のページ番号9番が、どちらもワンポイントリリースというか、部分強化ということだったので。どちらもですが、特に7ページの部分は課題がないと書かれているのですが、これを見ると、どの時点で助っ人を頼むか。本人が苦しいから頼むだけではいけない気がするのです。ケースの危なさとかリスクとかというところをきちんと把握した上での助っ人を頼むような形になっているのかどうか。そこら辺をもしヒアリングで聞いていれば教えてください。

○山縣座長 では、藤林委員、宮島委員、お願いします。

○藤林委員 奥山先生の質問に少しかぶるのですが、専門部署、介入セクションに配置される職員はどんな方なのか。要するに、過去支援セクションで経験を積んだ人がここに来るのか、いきなり児童相談所に異動と同時に来るのか。その虐待対応の配置職員のルールというか、考え方が全国的にどうなっているのか、もしわかっていればお教えいただきたいと思います。

もう一点は、分けていたけれども、またもとに戻したというところ、特に8ページのケースなどは完全にもとに戻してしまっているわけです。戻して2年しかたっていないのですが、私の推測では、分けている大きな利点の一つは専門性、経験の蓄積というのがあると思いますし、分けているところはそういった利点を語られているわけなのですが、戻すことによって専門性、経験の蓄積が分散化していく、希薄になっていくというところを感じるわけなのですが、そういった発言はなかったのかどうかを教えてください。

○山縣座長 最後、宮島委員、お願いします。

○宮島委員 御報告ありがとうございました。

外部の意見は重要だし、理論と照らすことも大事だと思いますが、実際に業務に携わっている人々、あるいはその組織の声を具体的に拾ってくださって御報告して下さった、外に出して下さったという面で、とても貴重な研究であると感じました。

全体としては、どのヒアリング先も自分たちの限られた人員の中で最大限の力を発揮するためにはどうするのかをとにかく試行錯誤しているということを知っていて感じました。

その上で質問させていただきたいのですけれども、2点ございます。一つは、全体を区切らずに一つの組織というか、担当で一貫してやるということが数の上では多いわけですけれども、これは児童相談所はさまざまな相談を受けているわけですが、それをバランスよく担えている状態なのか、それとも、とにかく児童相談所は全体として児童虐待に集中して、これの業務に当たらなければならないような状況が起こっているのか。そのあたりがまず聞きたいです。

もう一点は、個別で恐縮なのですが、ヒアリングの中で番号3の組織、この内容、特定されてしまうようであればお答えを回避していただいても結構なのですが、まず、政令市であるということで、児童福祉司の数は人口に見合った数以上にいらっしゃるわけですけれども、職員数が非常に多いですね。極めて多い。どうしてこれだけ厚くできているのか。でも、逆に言えば、これだけ厚くできるのならばもう少し児童福祉司をふやしてもいいのではないかとも思えるのです。これは組織上、特殊な、ほかのヒアリング先と違う事情があるのか確かめないと結果を読み取れないと思いましたが、お聞きしたい。

また、ここのヒアリング先ですと、警察、児童相談所、市町村のクロスレポート、ケース振り分けを行うことが望ましいと、強い要望があったということですが、これは政令市であれば市長と児童相談所は同じ命令系統にあるので、ある程度可能かなと思うのですが、警察組織は命令系統が違うであろうと思います。このあたりのことを例えば提案の中で、どうやって乗り越えるイメージを語られていたのか、調査を超えるかもしれませんけれども、もしわかれば聞かせていただきたいと思います。

以上です。

○山縣座長 ありがとうございます。

では、よろしく申し上げます。

○古屋参考人 では、答えられるものから順に答えていきたいと思えます。

まず、奥山委員の外部委員会を置いてインスペクションしているのかというところなのですが、調査対象範囲だったので、まず、やっていないというのが正直なところだと思います。ヒアリングですとか自由回答欄でそういった第三者による妥当性を検証しているかというところに関しては、自由回答のところできちんと書いているところは記憶している限りはないというのが正直なところだと思います。ですので、基本的には自己認識と、財政当局との調整の中でやっているというのが正直なところであろうというところだと思います。その視点も持っていないところがあるのではないかと想像されます。投げてみないとわからないです。

他機関の意見を今回なぜ調査していないのかというところなのですが、調査趣旨が児童相談所の実態だということだったので、そこに注目したということがまず一点なのですが、そこに関しては、今回当社で別の調査をやっておりますので、そこで積み残した部分が聞けるようであれば、通告のあり方に関する調査なので、そこ

は追って話せるようにこちらとして視点を持っておきたいと思います。貴重な御指摘を本当にありがとうございます。

また、専門チームを作ったけれども、若手は指導されずに突然業務に配置されているのではないかと藤林委員からも御指摘があったものですが、そういった業務の説明ですとか期待することを最初に言ってから配置するかというところについては、余りそうやっているように見えないというのが正直なところではあります。

また、配置の時の経緯を聞いているかというところ、採用については、今までは事務職の方々をローテーションに従ってどんどん配置していく形だったのを、福祉職という枠を10年前ですとか5年前ですとか、ある時に作り、その枠を志望される方、その枠が入ってきた方の中から配置するという形に置いて、比較的本人もそのつもりで来ているという人たちを置いているというところはあると思いますが、その中で初期対応班はこうですというように説明しているかというところ、忙しくてできていないだろうというところが正直なところではあります。ヒアリングでそういった話が出たかというところ、先に説明されたところはないです。ただ、研修はしているのですから、配置されてすぐに研修を受けるということで、自分たちの役割や使命感、仕事に関しては、一般的な説明を受けているところまでは把握しております。

○奥山委員 その研修は、チームごとの研修という意味ですか。

○古屋参考人 初任者研修のようなものです。

○奥山委員 全体の研修だけですね。

○古屋参考人 そうです。ただ、児童相談所によってはケース検討を自主的にやったりですとか、警察の方と連携して勉強会を開くというところもありましたので、自主的に全くやっていないかというところによってやっているという形です。

また、キャリアパスなのでありますが、福祉職という枠が設置され、そういった枠で同じ福祉系のセクションを異動しながら動いていく方もいるので、その中で心身の疲労度合いと本人の意向によって描いていくという形は、大まかにはできているようではあります。

安部委員のワンポイントリリーフの部隊がいる児童相談所なのでありますが、どの時点で助っ人を頼むかというところに関しては、明確に、今、ここで応援してくださいというような、その会議があるというところまでは聞いていないというのが正直なところではあります。ただ、各児童相談所で週1回のケース検討会議をやっているし、また、大体系長級のプレイングマネージャーの方々がやっているので、そこで随時相談をしながらというような形で応援を求めているように想像しております。ヒアリングでそこまで踏み込んだ発言はないのですが、地域をまたいだ相談が全くないわけではないというように受けております。

藤林委員からありました、分化したけれども、またもとに戻したというところなのですが、経験や技術が分散化する危険はあるのかというところなのですが、これはヒ

アリング先としては、危険はありとおっしゃっています。また、ここは戻してまだ2年というところなのですけれども、内部では早くももう一回分けようかという議論はあるそうです。どちらにもいいところと悪いところがあるので、常にそのジレンマと闘っており、件数ですとか置かれている環境によって判断していくというような形を見ております。

それから、宮島委員からありました相談の内容が虐待とそれ以外でバランスよく受けているのかというような問いなのですけれども、こちらに関しては、答えていただいているところに関しては非行はすごく少なく、実際には虐待と養護とどちらかなと迷うようなものが大変多いと受けています。そこで現場ですごく困っているのは、養護相談で来ていたけれども、何度か来所相談を繰り返しているうちに、これはもしかしたら虐待かもしれないというような形で、一人で受けていると、そこで周りの方々や上長と相談しながら判断して行って、虐待だねという形でケースを振り分けているということがあります。

来ている相談も地域性がありますので、すごく非行少年が多い地域とかもあるようなので、その地域性もあるのですけれども、大体今は養護ですとか虐待が多い、養護の中における虐待が多いというようなことだそうです。

それから、ずっとBタイプである政令市のケースなのですけれども、職員数は非常に多いけれども、児童福祉司はそれに比べて少な目ですねということなのですが、ここは心理職の方もいらっしゃって、そこがかなり手厚く支援しているところになります。心理職も結構多いので、ここは心理と児童福祉司の方々が協力されているような形です。

命令系統が異なるというところなのですけれども、ヒアリングでそこで調整に困難を来しているかというところ、そこまで踏み込めて聞けていないので、何とも言いがたいというのが正直なところ。政令市は今回聞いたところは皆さんそうだったので、鈴木先生は上下ではないとおっしゃっていたのですが、都道府県と違って、本庁と児童相談所が同じところが管轄をしているので、政令市の方々、皆さん調整がすごく大変と。断られたりする時に立場が一緒だったりするのはやりづらいという意見を受けております。そこが命令系統の異なる警察組織とどうなっているかということまでは申しわけないのですけれども、今回はリサーチできなかつたです。これは宿題として、聞ける時にはまた聞いておこうと思います。

○山縣座長 ありがとうございます。

まだまだ議論したいところなのですが、この後の本論の議論の時間を残したいと思っておりますので、一旦、これで2つの団体によるヒアリングは終わらせていただこうと思っております。お三方、本当にありがとうございました。

ちょっとトイレに行こうかなと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。10分間、11時5分再開ということで、お願いしたいと思います。

(休 憩)

○山縣座長 予定の時間になりましたので、ぼちぼち再開をさせていただきたいと思います。座長と座長代理も干し芋で栄養補給しましたので、12時半までもつと思います。よろしくをお願いします。

若干時間が押しております、議論の時間が少なくなりましたが、非常に重要なところの議論を事前にやっていただいたという感じもします。これからは前回に引き続きまして、児童相談所の業務のあり方、通告のあり方についての議論を行っていきたいと思います。

まず、事務局から配付資料の説明をお願いします。

○宮腰虐待防止対策推進室長 事務局でございます。

時間も限られておりますので、簡潔に御説明をさせていただければと思います。

まず、資料3、市町村・都道府県の取り組み状況の追加資料と書いておりますものをご覧くださいければと思います。

スライド番号6をご覧くださいければと思います。今、鈴木先生のお話の中でもありましたが、市区町村子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターの実施状況についてということで、今回、事務局で両方を設置している自治体に対して、どのような形で連携をとっているか、一体的に運営という形で申し上げておりますが、どのような形でされているのかを調査させていただきました。

両方設置しておられる23の自治体について調べさせていただいております。まず、調査結果の概要のところをご覧くださいければと思いますが、同じ場所で実施しているかどうかというものと、同じ機関、同じ担当部署と申し上げた方がいいかもしれませんが、そういったところがやっているかどうかをまとめさせていただいているのが1番の表になっております。同一の場所で実施しているというところが5自治体になっておまして、残りが別々の場所、また、同一機関、同じ機関が主担当となっているところが7自治体ということになってございます。

スライド番号7をご覧くださいければと思います。それぞれ子育て世代包括支援センターと拠点につきましては、情報の把握方法が違ってくるところを3でまとめさせていただいております。そうして得た情報をどのように両機関で共有しているかというのが、4の部分になります。要対協の場を活用して共有している、定期的な連絡会議で情報共有しているというところ、それから、書面ですとか、データベースですとか、こういったシステムで情報共有しているというところもございました。その下、5番になります。連携を進めるための方策としての取り組みなのですが、両機関と一緒に家庭訪問をしている、面談を行っているというところが22自治体、それから、定期的に研修会、勉強会をされているところもございました。

スライド番号8でございます。今回、こうした調査をやった問題意識といたしましても、円滑に、かつ、きちんと両方で共有していくことが大事だと考えておまして、各自治体でどのような工夫をされているかということで、物理的に同じ機関でやる、同じ場所でやる。それから、要対協ですとか定期連絡会議を活用してやる。ケースに応じて一緒に訪問する。こうした工夫がされているということでございます。それから、システムですとか、そうしたものの活用もされているということを今回把握させていただきましたので、御紹介をさせていただきます。

スライド番号9になります。前回の議論の中、児童相談所と市町村でそれぞれ相談が入ってくる経路がどのように違うのかという御議論がありましたので、こちらは割合になるのですけれども、少し比較をさせていただきました。青い棒グラフが児童相談所、赤い棒グラフが市町村になってございます。児童相談所は警察が一番多いということになってございますが、続いて近隣知人、家族親戚という形になっております。赤い市町村の方をご覧くださいますと、児童相談所から来ているものが一番多くなっております。続いて学校ですとか市町村の保健センター、福祉事務所、保育所、このあたりも多いという形になってございます。

スライド番号10、11につきましては、今のグラフを経年の表でまとめているものでございますので、またご覧いただければと思います。

スライド番号12でございます。児童相談所に通告があったケースのうち、第一発見者と実際に通告した方が異なることもございましたので、やや数字が古いのですけれども、平成25年の研究のデータでございましたので、整理をさせていただいております。第一発見者の場合ですと、近隣知人、警察という順になっているのですけれども、児童相談所への通告・送致・相談者ということになりますと、警察、近隣知人、市区町村といった形での順番が変わっているということでございます。

スライド番号13でございます。児童相談あるいは通告における再受理の状況ということで、通告があった件数のうち、どのぐらいが完全な新規なのかというお話がございましたので、グラフにしてございます。全体の3分の2弱が完全な新規受理、3分の1強が再受理という形になっております。右側の表につきましては、それぞれ虐待の種別ごとに少し数字を整理してございます。

スライド番号14でございます。指導委託の実施状況ということで、こちらは29年度の指導委託を実施したもののうち、どこに委託しているかを整理したものになります。児童家庭支援センターが一番多くて84.2%、続いて市町村、障害の相談支援事業者につきましても2件という数字になってございます。

資料3につきましては、以上でございます。

資料4、第1回の主な意見を簡単に整理したものでございます。大きく児童相談所の業務のあり方（主に機能分化について）の部分と、通告のあり方について整理させていただきます。

1 ページ目、一番上の固まりになりますけれども、機能分化につきまして介入を躊躇したということがありましたので、機能は2つに分けておいた方がいいのではないか、そうした御意見を整理しております。

次の固まりでございますが、介入と支援は並行でやる必要があるので、分離はやめた方がいいのではないか、所内での機能分化が必要ではないかということでございます。あるいは、同じ組織にあった方が制度としても組みやすいのではないかという御意見を整理してございます。

その下の固まりでございますが、全国でもかなりいろいろな違いがあるので、一律に検討するというのではなくて、方向性を示すことが必要ではないかという部分です。

その下の固まりでございますが、介入ができないというお話については、アセスメントがきちんとできていなかったのが踏み込んだ対応ができていなかったのではないかと。初期アセスメントの強化が重要なのではないかと御議論でございます。

1 ページ目、一番下でございますけれども、児相が全国的に違うということが問題であって、標準化をする必要があるのではないかと御意見でございます。

2 ページ目、この固まりは市町村と都道府県の関係について整理したものでございます。市町村が継続して支援していきながら、介入・保護が必要な時には児相がやるといった役割分担が必要になってくるのではないかと御意見でございます。それから、介入だけをやっていて、家庭との付き合いができていないと、今後のケースの読みができない危険性もある。それから、児相と市町村と一緒に動くという、そうした様々な工夫をして、双方にスキルを積み重ねていく、そうした実践をしていくことが大事ではないかというお話がございました。

その下の固まりでございますが、民間ももっと活用していく必要があるのではないかと御意見でございます。

2 ページ目、下でございますが、要保護児童の通告のあり方の部分でございます。通告をする側が児相、市町村を選んで電話をするというのは、合理的ではないのではないかと。1カ所に固めた方が通告としては徹底されるのではないかと御意見でございます。

3 ページ目、通告につきましては、こうした専門的にトレーニングを受けてスクリーニングをするという仕組みが必要なのではないかと。ただ、実際に専門性が非常に高い人たちが24時間で整えると、なかなかそうしなければ実現できないけれども、実質的に担えるということをやっていかなければならないのではないかと御意見でございます。

3 ページ目、下半分でございますけれども、市町村での通告を受けることについての重要性という部分について少し整理しております。児相と市町村との間で両方でリスク管理の共有意識を持って情報共有していく。双方向のマネジメントが必要なので

はないかという話。それから、市町村が通告窓口になってから幼稚園、学校、小学校、こうしたところからの情報共有がかなり進んできているので、この部分を遮断しないようにすることが大事なのではないかという御意見をいただいております。

4 ページ目、児相に通告が一極集中しているという問題、それから、警察からの通告が大変多くなっている、ここの問題の解決が必要ではないかという御議論をいただいております。

3のその他という部分ですけれども、児相の組織の関係ですとか、人員体制の強化、あるいは資質の向上、こうしたお話について御議論をいただいている部分でございます。次の人材の資質向上の部分にも関連する部分でございますので、その他という形で少し整理させていただいております。児童福祉司の若手が増えている中で、力量のある方を育てることが必要であり、そうしたことには時間がかかるので、状況を踏まえて市町村とのOJTも含めた研修体系をきちんと考えていく必要があるのではないかと御議論があったかと考えております。

5 ページ以降につきましては、前は28年の3月に出了されました専門委員会の報告書そのまま、全体をおつけしていたのですけれども、少し見やすくなるようにということで、関連部分を抜粋したものを8ページまでおつけさせていただいております。

事務局からは以上でございます。

○山縣座長 ありがとうございます。

特に最後にお話をいただきました前回の振り返り部分ですね。改めて私は整理しませんが、これを頭に置いて継続的な議論を今日は続けていきたいと思っております。

進め方ですけれども、あらかじめ江口委員から追加で安部委員、井上委員まで、6人の方に書面での意見を提出していただいております。そこの補足から始めていこうかと思っております。お一方、長くても5分、3分から5分程度で要点をお話しいただけたらと思っております。

順番に、江口委員からお願いできますでしょうか。

○江口委員 よろしく申し上げます。

提出意見をつけておりますので、それに沿って概要を説明させていただきたいと思っております。

まず一点、先ほどの2団体からの説明がありましたので、補足いたします。大阪府は平成16年に、残念ながら岸和田事件という大きな事件がございました。この事件を受けまして検証会議が開かれ、そこからの提言で第三者の視点を入れるようにという提言を頂戴いたしました。それを受けまして、大阪府の審議会のもとに点検検証チームというものが置かれまして、委員さんが各児童相談所に大体年度に2児童相談所ずつ、点検検証に回っていただいております。

点検項目も、毎年いろいろな事件、大阪はずっと続いておりますので、そのたび

に点検項目が変わり、そして、その点検項目をまず自己点検した上で、そして、委員からさらにその点検をいただくということと16年からさせていただいております。そういう意味で、第三者の視点は平成16年から大阪府では導入させていただいているというのがまず1点でございます。

研修システムの話がございましたので、この点だけポイントをお伝えしますと、大阪府の場合は全員基本的に社会福祉専門職で採用を続けておりますので、いろいろな部局を入れますと総勢500～600人の専門職の集団になっております。社会福祉職全体のソーシャルワーカーの研修の組み立て、子ども家庭センターの研修の組み立て、各課の研修の組み立て、各セクションごとの研修の組み立てを階層別に毎年見直ししながら、全て用意させていただいております。

例えば里親のソーシャルワーク、これは特殊な部分がございますので、里親のソーシャルワークの研修は別途組むなどのことがございます。それから、その研修計画の裏打ちになります業務体系については、毎年、どのセクションはどのような業務をするのかをきちんと明示して、その能力が培われるまで研修するという体系にしていますので、どのセクションにはまったらどのような業務をしなければならないかというのは、基本的に毎年見直しをしながら決めていくというところがございます。

そういうことで、機能分化については前回申し上げたとおり、各都道府県の虐待対応件数、法的対応件数、歴史的な経過がございますので、その経過を踏まえて、各児童相談所ごとの体制を組むべきではないか。ただ、介入的、支援的機能でございますとか、先ほどございましたように初期アセスメントについてどのように考えるのかということについて、その方向性を示すことが非常に重要ではないかと感じております。

といいますのも、初期アセスメントに特化した組織を作った経過は、これは検証会議の指摘でございまして、初期アセスメントが甘いということを再三指摘を受ける中でここに特化した組織にするということで、外部の意見を踏まえながら組織を変えてきたという経過がございます。

それから、夜間休日が大幅に増えております。この4、5、6、7の一時保護件数を見ましても、（4か月実績から年間の）推計値で言えば大阪は3,000件を超えるだろうという状況で、夜間休日帯の（一時保護）は約半数を超えてきておりますので、この部分も含めてどう体制を構築していくのか。当直に入っている職員からはもう堪忍してくれと。夜中じゅう走り回っている状況がございますので、こういったことも踏まえた形での児童相談所の増員と人材養成を全体的に考える必要があるのではないかと感じております。

通告窓口の一元化については、先ほどございましたように地域で包括的な総合的な拠点を作って、そこで地域に根差したソーシャルワークをベースにするならば、私は今のままの通告先が2つという形が望ましい。市町村に入ってきている経路を見ますと、福祉事務所でございますとか学校、保育所、主に市町村の機関から入ってき

ています。ここの（情報の）連携・交流が進んできているのにこれをとめるというのは、明らかに私はまずいと感じております。

「189」で児童相談所に市民から一定（通告が）入る窓口は一本になっていますし、児童相談所が受ける形になっています。ただ、ここの問題点は、先ほどございました子育て相談から虐待、里親相談まで、全てを受けられる形になっています。電話で受けますと、子育て相談は30分、1時間と結構な時間対応する場合もある。ということは、虐待通告の受け皿として機能するには、この辺の整理をする時期にもう来ているのではないかという気がしております。

最後に、児童相談所の組織規定としての調査権はあるのですけれども、権限規定としての調査権を設ける必要があると感じております。

以上でございます。

○山縣座長 ありがとうございます。

奥山委員、お願いします。

○奥山委員 前回、かなりいろいろな意見は出させていただいたので、なるべく重複しないようにお話をしていきたいと思っております。

ただ、最初に、前回少しお話ししたように、今までの政策の流れとしてかなり場当たりのやってきたという問題点があります。裁判所がやるべきという意見があっても、裁判所は受け入れず、児童相談所にどんどん権限をつけてきてしまったというのが今までの流れの大きな問題点だと思います。

最近の一つの話題として、協同面接というのができました。これがかなり浸透している県と浸透していない県の差が激しいのですが、浸透している県の中でいろいろな問題が出てきています。検察がかなり協同面接を担ってしまっていて、その資料の共有がなかなかできないという問題があると聞いています。また、児相が警察、検察と一緒にいかなければならないので、子どもや家族から見たら同じに見えてしまうという問題も出てきているわけです。

基本的な司法関与の問題および警察、検察との事件化の問題に加えて、司法的に訴えられるということもかなり増えてきている状況もあります。ですから、司法との関係が増加するという方向に行くことは間違いないだろうと思っております。つまり、このまま福祉だけでやっている時代は終わったと考えるべきです。その中では、福祉の専門性をあげて、司法や警察にきちんと意見を言えるような状態にならなければいけないと思っております。

そういう中で、協同面接という話が出てきた時に、危惧したことが、やはり問題として出てきています。それは何かというと、法律的にきちんと担保せずに始めてしまったということです。協同面接のあり方を担保する法律がないので、当然、刑事訴訟法第47条ですと言われてしまうと引かざるを得なかったりということが結構起きてきている面があります。

そういうことを含めて、今できることだけをアドホック的につけていくのではなくて、きちんと根底からこれをやるべきだという考え方でやっていかないと、どこかで矛盾が出てきてしまうのではないかと思います。

これからの児童相談所について、具体的な改革ということでいろいろ書いてあるのですけれども、私の本音を最初に言っておくと、本音は専門機関にしてほしい。例えば県立病院と似た形で、専門機関という形にしてほしいというのが本音です。新たな子ども家庭福祉の専門委員会が最初に立ち上がる少し前に、事前の話し合いがあった時にそういう意見は出ていたのですけれども、それを言っているのは前に進まないだろうということで今の形で来ているわけですが、本来はそこまで専門性を持ってほしいと思っています。

それを棚上げにしても、専門性の強化は重要です。「資格化」は次回にお話ということでしたが、司法、医療の専門的人材を入れていくとか組織の分化をしていく、あるいは通告を受けるところの専門性を高めていくということは、前回も話が出たと思いますが、専門性の強化という意味でも重要です。

前回、余り詳しくお話しできなかった構成員提出資料9ページの5) 児童相談所を含む子ども家庭福祉の評価制度構築、これも専門委員会の中でかなり語られてきたことですし、ビジョンの中でもかなり書かれていることです。

ビジョンの中に、平成30年度に一時保護の専門家による一時保護所評価チームの構成から始めて、おおむね5年以内には社会的養護にかかわる全ての機関の評価を行う専門的評価機構を創設すると書いてあります。なので、今年度は、本来は一時保護所の専門家による評価チームができてこなければいけなかったということです。一時保護所は県に数カ所しかない、中には1カ所しかないところがあるわけで、その1カ所を県が担って第三者評価をするのも無理があろう、全国区でやるべきではないかというのがその理由です。それをもとに評価機構をきちんと創設していくべきであろうということがございました。これに関してやっていかないと、前から言われている児童相談所のうまくできているところとできていないところの差が激しいというところがいつまでも続くわけで、そうすると日本の子どもがどこにいても子どもの権利が守られることが果たされていない状態がずっと続いてしまうわけです。ですので、全国的な評価機構が必要なのです。

同じく10ページの6) が権利擁護とアドボケイト制度です。子どもの声をきちんと反映させるということでは、このアドボケイト制度をきちんと作っていくことが必要だろうと思います。

そして、最後に12ページの7) ですけれども、日本型CAC、先ほどの協同面接の問題を考えますと、本来、司法面接と系統診察というのは一緒にあるべきですし、そういうことができる機関、民間でやってもいいでしょうし、どういう形でやるかというのは今後考えなければならないでしょうが、そこがきちんとできていかないと子どもの

権利を守る立場からの警察、検察との連携がうまく図られていかないのではないかと思います。

13ページ以降、実は私は絵を描くのが下手なので、どこかに私の意見に合致したい絵はないかと思ったら山田先生の絵があったので、山田先生に「出していい？」と聞いたら、いいと言われたので、ここに挙げているということでございます。

以上です。

○山縣座長 ありがとうございます。

藤林委員、お願いします。

○藤林委員 19ページから幾つか書いておりますけれども、まず、支援と介入のあり方について、前回私は欠席していたので、そもそもここでの議論の前提として、支援と介入は何を指すのかということはこの定義のところに書いています。これは研究報告書の記載のとおり、援助方針の決定までが介入であり、その後は支援と振り分けるのが妥当ではないかと思ってまとめています。要するに、保護者との契約関係に基づかない児童相談所の業務を介入と呼んでいるのかなと思います。

20ページ、研究報告書をつぶさに読んでいきますと、利点だけで私なりにまとめてみたのですが、要するに、一番の利点は専門的対応とかノウハウの蓄積、これが研究報告書におきましても非常に大きな利点として80%台となっています。当然、迅速性、効率性もありますけれども、私はここが一番重要ではないか。江口委員が言われた介入的ソーシャルワーク、また、奥山委員が言われた協同面接の進め方についても、司法の関与にしても、今後、この児童相談所の虐待対応の専門的対応、ノウハウの蓄積がとても重要になっていくのではないかと考えています。

もう一つ、全児相調査を見ますと、導入している児童相談所の有用感は非常に高い。86%ですから、多くの児童相談所はやってみてよかったなと思っているのではないかと思います。

21ページ、機能分化していない児童相談所はどうかということなのですが、つぶさに研究報告書を見ますと、大体あるのは、一貫した対応支援ができるのだということ、その中で人材育成ができるのだということが、一番大きな理由かなと思います。これは研究報告書では「理念・哲学」としての考え方であると捉えていまして、理念・哲学と言われるとなかなか反論しにくいのですが、もう一つの機能分化しない理由は、小規模児童相談所の職員数の少なさで、機能を分化しようにもそれ以上、係も課も分けられないというのはよくわかりますし、引き継ぎの問題もあるかなと思います。

ただ、私は、引き継ぎの問題はそれぞれ児童相談所は苦勞するところですが、それでも経験を蓄積していく中で解決できる問題ではないかと思っておりますし、一貫した対応をしなければ人材育成ができないというものでもないのではないかと考えているところです。

問題は、そうしますと、機能分化しない主たる理由は人材育成に尽きるのかなと思うのですが、22ページで私の提案です。基本としては、多くの、介入と支援を分けた児童相談所は有用と考えており、そうしますと、介入セクションと支援セクションを設置するということを基本とするのがいいのではないかと考えています。

ただ、人材育成の観点で、両方を経験していないことのデメリットがあるわけなのですが、その意味では、私はあるべき姿として、児相に異動してきた職員が突然介入セクションに従事するというのではなくて、基本的にはソーシャルワークを学ぶ支援セクションの経験を積んだ職員が介入セクションに児童福祉司として配置されることが望ましいのではないかと。

支援セクションにも、先ほど意見がありましたように、養護相談で実は虐待だというケースもいっぱいあるわけですし、育成相談とかにも、虐待ケースがいっぱいあるわけですから、分割することのデメリットで言われているところを解決するためにも、児童福祉司のスーパーバイザーは、支援セクションと介入セクションを、スーパーバイザーは両方経験しておくことが必要ではないかと思えます。そういうことで人材育成の問題は解決していくのではないかと考えております。

5分なので介入と支援はここで終わりますけれども、次は通告の問題です。後から配られた方のペーパーを見ていただきたいと思うのですが、問題点はどこにあるのかといいますと、通告内容と通告先のミスマッチなのです。年々増加している市民からの通告、警察からの面前DVを含めた通告、これが児童相談所にたくさん入ってきている。それが非常に大きな問題。奥山先生が言われるように、医療機関はどちらに通告していいかわからないといった問題もある。ただ、市町村、要対協はほぼ機能していて、その内部での通告、または情報共有、これをわざわざ崩す必要がないのは江口委員が言われるとおりに思っています。

重要なのは、市民、警察、または要対協に加わっていない医療機関などからの通告内容と通告先のミスマッチをどのように解決していくのかということですが、

(2)に書いておりますように、児童福祉法上は通告を受理した機関が調査を行うとなっていて、幾つかの自治体では、とりあえず児童相談所が市民、警察からの通告を受けて、それで一定の調査を行って市町村に移管するというのをやっているところもあるわけなのですが、これも非常にタイムロスというか、タイムラグもあるのではないかと、また、業務量の大きなロスがあるのではないかと考えています。

そこで提案なのですが、その次のページを見ていただければと思うのですが、通告センターを法定化していくことが必要ではないか。要対協に参加する関係機関が、児相、市町村に情報提供するのは従来のままとして、今、大きなミスマッチである市民または警察、そのほかの関係機関からのものは、一旦通告センターで一本化する。通告内容によって、その後、児童相談所か市町村に、送ることができる。

そのためには、通告センターを置いているところが調査をしなくていいような法改

正イメージとして、「通告センターを介して通告する」というように変えていければいいのではないかと。その場合には、警察も通告センターからの通告先に含めてはどうかと思った次第です。通告センターの役割としては、振り分けていく機能です。

ただ、問題です。25ページに書いていますけれども、トリアージが可能な職員の専門性強化、これは絶対に欠かせないです。もう一つは、市区町村。現在、児童相談所に行っている市民からの泣き声通告、または面前DV通告に対する、その調査を市区町村が行っていくとなると、十分な専門性とマンパワーの確保が必要になってきますので、単に移せばいいという問題ではないのかなと思います。

ただ、こうした場合に、本来、市区町村に行くべきでないケースが市区町村に行った、児相に行くべきケースが市町村に行ったということがあるかもしれませんので、ミスマッチケースの検証も同時に行っていくべきだと思います。

以上です。

○山縣座長 ありがとうございます。

1点確認させてください。25ページのトリアージセンター、これは児童相談所レベルで、外部にあるということですか。児童相談所とは別機能という絵でいい。

○藤林委員 これは各自治体が判断して行って、都道府県主管課に置くのか、児童相談所の隅っこの方に置くのか、そんな感じです。

○山縣座長 了解です。わかりました。いろいろなパターンがあるということですね。ありがとうございます。

宮島委員、お願いします。

○宮島委員 お時間をいただきまして、ありがとうございます。

27ページから32ページまで、資料を作らせていただきました。全体で3つに区分してありまして、1つ目は児童相談所の役割と機能について、2つ目は市町村の役割と機能について、3つ目はその他と分けて作らせていただきました。

児童相談所の役割・機能について話し合うことになっていきますけれども、市町村が大事だという認識を強く持っておりまして、そのために、1番と2番を独立して資料を作成いたしました。

先ほど、奥山委員が、場当たりに児童相談所に権限をつけてきたけれども、お金、人、組織が追いついていなかったと言ってくださいましたが、その認識です。児童相談所には、一時保護や里親委託や児童福祉施設の入所や強制力を伴う調査や、家庭裁判所に申し立てを行う。また、一時保護中の子どもの親権代行あるいは里親に委託されている子どもたちのそれを行わなければなりません。独占的にほかの機関では担えないものが託されています。これを確実にやっていくことがどうしても必要であると。

しかし、こうやって十数年の間、それが大事だ、大事だと言われてきましたけれども、体制の整備が十分それに伴ってこなかった。もちろん努力してこなかったわけではなくて、国のレベル、都道府県のレベルでも、政令市等もこれに取り組んできてく

ださったわけですがけれども、でも、それが本当に足りない。今回悲しい事件があったわけですがけれども、緊急対策として人を確実にふやすという方向性が出てきておりますので、これを何としても実現していただきたい。児童福祉司を増員、質、量です。

あと、児童心理司です。これは児童福祉司の本当に半分ぐらいの人数しか配置されておりませんので、確実に進めていただきたいと思っています。あと、医師、弁護士、保健師、この配置もすることが28年改正であったわけですから、これを確実に進める必要がある。

一時保護所の問題は長くなりますので内容の説明は省きますけれども、一番大変な部分、しわ寄せが行っている部分、子どもたちにも厳しいことを強いている部分、職員にも大変さが行っていますので、ここを何としても改善していく必要があると思います。

(3) 児童相談所の職員の人数をふやすことが大事だということは言われているのですがけれども、一つの児童相談所の規模が非常に大きくなっているという点を併せて考えていかなければならないのではないかと考えております。

28ページ、人口100万人に1カ所のイメージで作った図と、人口20万人ぐらいの程度でイメージした図を作りました。下の20万人程度の図ですと、緊急対策を大きく超える人数で乗せているので、緊急対策をしてもここまでは行かないのだということになりますけれども、とにかく膨大な事例を全体として担っている。児童福祉司が1人50ケース持っていて、そこに25人とか30人の職員がいるとすれば、全体では1,000件を超えるケースを見ている、進行管理をしている。最終的には児相長が決断をするというような先ほどの調査結果もありましたけれども、この全体のサイズ感というものを見直していかないと、見落としが生じるであろうとっております。

29ページ、市町村の役割と機能についてに移らせていただきます。藤林先生も市町村のマンパワーの強化、専門性の強化が重要であると先ほど言ってくださいましたけれども、何としてもこのことが大事であろうと思います。要対協を作った、その仕組みは非常にいいとっております。しかし、設置数も増えましたが、十分、なかなか機能しない部分もある。あと、要対協の事務局と支援に当たる職員が皆さん兼務であって、非常に大変だと。松本先生が、要対協等を作った時に専任職員を配置できなかったのが積み残しだったのだと言ってくださったことに対して、本当に心強く思いました。

市町村の体制をきちんと整えなければ保護機能を果たすことはできないし、保護を含むさまざまな支援を実質化することはできないと思います。子どもと家族は地域で生活していますので、その暮らしをきちんと基盤があって落ちついたものにしなければ、その中で起こる児童虐待を防ぐことはできない。また、子どもと保護者の方の福祉を実現することはできない。そう考えております。

市町村は長い歴史を持った、本当に地域に根差した、しっかりした責任のある市町

村が日本にはあります。市町村は、さまざまな社会サービスを担っていますので、そのさまざまな社会サービスを子どもと家族のためにコーディネートして、そして、包括的な支援を実現できるように、そのような方向性が必要であろうと。今、市町村の方は非常に当事者意識を強く持ってくださいしていますし、頑張っていると思いますので、その方向性をさらに進める方向で考えていく必要があると思っています。

一方で、市町村は非常に大きな規模の市町村と、地方に行きますと本当に小さな規模の市町村がございます。そのことも考慮しておかなければならないと思います。奥山先生がおっしゃるように、全国どこの地域でも子どもの権利や福祉が守られなければならない。そのためには、地域のさまざまな実情、そのことをきちんと踏まえて、考慮されて、そこにマッチするようなあり方を提示していかなければならないと思います。

子育て包括や支援拠点ですけれども、地方では福祉を一括して一つの課でやっているとか、そういったところもあります。また、社会福祉の全体的な流れでは、児童だけではなくて、高齢者福祉とか障害者福祉とか、そういった住民福祉を一体的に担うことが必要ということがいわれるようになり、福祉署というものを置いたらどうかという、たしか学術会議からの提案等もあったと思います。そういったことも踏まえて、その中に組み込めるような形で新拠点等の設置を行えるようなモデルも示すべきではないかと考えています。

そのために、これは児童相談所も市町村も、きちんとしたアセスメントを行って、そのアセスメントの中にはリスクもニーズもストレングスもきちんと受けとめられて、多様で包括的な支援を展開できるようにする。その中心には子どもの権利擁護が一貫してあるのだと。そのことが忘れられてはならないと思います。

アセスメントを行う上で不可欠なのは、ソーシャルワークとか心理とか、そういったきちんとした蓄積の中で明確にされたものを知り、使いこなせるような職員を確保し、向上させなければならないと思います。頭ではわかっている、訪問調査をすると、そこでは巻き込まれてしまうということが起こりますので、訪問調査等の具体的なトレーニングということも大事だと思います。要対協がせっかくあるのですから、そこでそういった力量を高めるための研修なども行うことが必要だと思います。

新潟の医療福祉大の名誉教授の高橋先生からお聞きしたのですが、イギリスでは地域の病院、開業医の方、警察官の方、教員の方等を集めて、2日間程度の事例を用いた研修等も行っている、それらが義務化されているということを伺っています。そういったことを地域レベルで行うことが大事ではないかと考えます。

以上です。

○山縣座長 ありがとうございます。

続いて、五十音順で、安部委員からお願いします。

○安部委員 別でホチキスでとめた2枚物です。土曜日に送ったので間に合いません

でした。

最初のページですけれども、これは支援拠点を作るワーキングに入らせてもらって、その時に私自身が支援拠点はよくわからないと書いて書いたもので、ワーキングの中でも共有したものなのです。

縦軸、逆三角形になっているところが対象のレベルということで、一番上がポピュレーションレベルで、一番下がハイリスク、分離が必要な危ないレベルということです。横軸が子どもの年齢なのですけれども、出生日より前のところから母子保健はかわります。6歳、18歳という、子どもの年齢にどの機関がどのように関わっているかという守備範囲を書いたのが図の右側です。母子保健は妊娠中から6歳ぐらいまでで、場合によっては18歳、もっとかわるかもしれません。学校は6歳からということなのですが、子育て世代包括支援センターというのは、ポピュレーションよりも少し下の個別的支援が必要な状況から要支援レベルで、要保護は入らないということです。児童相談所は点線の青の部分ですけれども、出生後から18歳までの個別支援から危ないレベルまでですということです。

子ども家庭総合支援拠点というのは、実は2つの意味があって、一つは、全ての子どもと家族及び妊産婦を対象にすると書いてあって、これらを全て含む概念ではあるのですけれども、そこを視野に入れながら、要するに、要対協の調整機関が果たしているこの赤の部分を市町村でしっかり担う部分を明示するのだとワーキングの中で奥山先生が言われたのですが、ここの部分だと。だから、子育て世代包括支援センターと支援拠点というのは、当然一部ダブるわけですけれども、この要保護を中心とした要支援、そして、個別支援まで入るところ。もちろん全ての子どもと家族及び妊産婦という全体を視野に入れながら、中心的に担うのはここなのだという、こういう図が要るのではないかと思いました。鈴木先生のなぜ進まないかという時のイメージが湧かないというところを読んで、そう思いました。

裏側です。松戸市にヒアリングに行った時をまとめたものなのですけれども、実は私自身も子育て世代包括と支援拠点との関係がどうなっているのか興味があって、幾つかの市をヒアリングしたのです。どうも母子保健がそのまま子育て世代包括に移行している部分がいっぱいあって、それではまずいだろうと思っていたのですけれども、松戸の場合は、まず子ども部の中に子ども家庭相談課というものを作り、その中に本課という子ども家庭相談をやっている部門と母子保健担当室、母子保健を子ども部に持ってきた。平成25年だそうなのですが、その中で子育て包括と支援拠点とに担当したのですが、もともと担当している母子保健はそのまま残っていて、そこに新たに親子すこやかセンターという形で子育て世代包括支援センターを置き、そこには保健師と助産師と社会福祉士を1人ずつ置いているということなのです。市内人口45万なのですけれども、保健センターは3つに分かれていて、その3つそれぞれに子育て世代包括支援センターを置き、もう一方で、支援拠点も3つのグループに分けて、それ

それぞれの母子保健のセンターと同じように地区割りをしていて担当者を決めているという形で、部署は別なのですけれども、このような形で連携をしていました。

最もよかったなと思うのは、特徴の4に書いてありますけれども、専門職を配置した。特に子育て世代包括支援センターに専門職を配置して、母子保健の継続ケース、難しいケースを全部子育て世代包括支援センターで持つ。保健師と助産師と社会福祉士がいるので、専門的な長期的なケアができると同時に、支援拠点への橋渡しもできるということで、保健師の個人プレーからチームプレーに移行することが容易になってきた。こういうものが支援拠点と包括の一つのモデルかなと思いました。

次が2枚目の表ですけれども、これは青森県の市町村と児童相談所の連携対応方針というものを随分前、5年ぐらい前に作って、その時に、今も書かれているわけですが、一緒に作ったのです。

まず、虐待通報とか心配な情報が市町村、児童相談所、それぞれに入ってきた場合に、両方で情報を確認しましょうと。特に市町村で情報が入ってきた時には、これは電話ですけれども、必ず児童相談所と緊急度判定会議をして、どちらかが調査し対応した方がいいかということ話し合っ、その上でどちらかが調査、対応し、そして、必ず情報共有し、そこでアセスメントして役割分担を決めるということです。

これは幾つか狙いがあるって、市町村で虐待だからどうしようというって児相に丸投げということを防ぐためにも、もう一つ、アセスメントをきちんとするという意味でも、緊急度判定会議をやって、こうやってみたらということをやってもらう。

もう一つは、児童相談所の泣き声通報とか面前DVとかも、これを通して市町村にやってもらおうということです。ただ、やってもらうだけではなくて、その調査結果を受けて対応していく。場合によっては情報提供という形で動いてもらえればそれでいいですし、それでは動きにくいということになれば、25条通告で両方が受理をして、その上で判断していくということです。

前回のワーキングの議事録を見たら、危険度のアセスメントをどうするかということと、関係を重視して介入をためらうということで分離が必要ではないか、機能分化が必要ではないかということだったのですけれども、それに対して、こういうやり方で、ソフト面で危険度のアセスメント、そして、関係性を重視して介入をためらうということクリアできる、そういう方法もあるのではないかと思います。

3つ目、これは江口先生のお話を聞いていて、児童相談所の虐待対応組織の発達段階、こんなふうなのだなと思いながら見たのですけれども、結論として、ベストな児童相談所モデルというのは、結局まだわかってないのかなと思いました。

4つ目、最後です。通告先を一つにした方がいいというのは奥山先生が言われていましたけれども、そのとおりだと思いました。通告先の一本化はわかりやすいということで、裏側、最後のページですけれども、住民、家族、警察、医療機関は児童相談所、住民、家族、子どもの所属機関、保健センター、児童委員、そういうところは市

町村というように、とりあえず「189」も含めて、どこにしたらいいかわからぬという時は児童相談所でいいかなど。だけれども、広報で住民の方にも説明するし、子どもの所属機関、養成機関については、まず市町村で受けてもらうというように、一律の通告先ではなくて所属によって通告先を明示する。こうやっている都道府県が多いですけれども、そのようにしてはどうかと思いました。

以上です。

○山縣座長 ありがとうございます。

井上委員、お願いします。

○井上委員 私の資料は二通りありまして、このカラーで出ている分と、文章で出ている説明文があります。説明文にありますので、時間の関係もありますので、少し省略をしながら説明させていただきたいと思います。

まず、この色がついた表のついた資料をご覧ください。ここに挙げていますページ数は14ページから23ページなのですが、この資料は平成30年度の中津市の要対協代表者会議が7月4日にあったのですが、その時に出された資料を、今日、そのまま持ってきております。

中津市は人口8万3000で、出生数800人前後、ここ1～2年は750人ぐらいになってきたのですけれども、そういう小規模の市町村です。先ほどから議論がずっとあります児童相談所管内のこういった問題があるのかということの表を最初の14ページに挙げさせていただきました。

中津市、それから、そのほかの市町村がありますので、そこを見ていただくと大体わかると思うのですが、その中で虐待とか養護相談が多いのはわかりませんが、発達の障害の問題とか非行相談、育成相談等々で、児童相談所を幅広い形で見ているというところが大事です。特に発達障害に関してはほとんど市町村で見えるようになったのですが、ここの表の大事なところは、知的障害相談のところは、IQの判定とかそういったものの相談が地域の市町村の中に心理士さんなどがいない場合、児童相談所をお願いするという格好で増えてきたりすることもあります。それから、適性の問題で決める段階のことを相談に来る場合もあります。

自閉症等ではっきり診断名が挙がっておりまして児童相談所に相談に来るケースというのは、結構子どもさんたちに難しい行動がありまして、私たちから見ていると、お母さんたちはすごく頑張っておられるのですが、対応が難しくなってしまうてきた段階でネグレクト的になってしまって、子どもがさらに行動が増長してしまっているようなケースなどを、児童相談所さんが見ています。ですので、同じ発達障害のところに挙げていても、市町村と児相を比べますと、児童相談所の子どものさんたちの方は少し難しい子どもさんたちが来ているということを改めて意識していただけたらと思います。ですので、PwCさんの児相の調査などで、こういった内容のこういったところをどう見ていくのかという大まかな数字を挙げさせていただきましたので、参考にし

ていただけたらと思います。

15ページ、中津市の相談種別件数を挙げさせていただいて、いつもお話ししていません共同台帳がどう考えられるのかということを示してあります。この説明はもう見ていただくとわかると思います。実際の中津児童相談所の総件数の報告の分と、同じ児相の中の実件数の報告をしていただいて、中津市の実件数を出します。そして、中津児相の実件数と中津市の実件数で重なっている部分を引いてという格好にしましたので、中津市の中で実際にかかわっている子どもさんの実の件数が出てくるという状況になっています。

16ページ、これは18年度から29年度までの相談別、種類別の推移を示しておりますが、中津市は一つ特徴的なことをやっておりますのでお話ししますと、最初の18年度から21年度まで4年間、言語発達障害指導のところが多くなっているのですが、中津市は幼児精密健診をあえて子育て支援課で実施したのです。子どもの全体の問題がしっかり見えるようにという形で、ちょうど児童相談所さんと同じような格好でこの把握ができるようにという形でやったわけです。

もう一点、21年度の児童虐待相談が9と極端に少なくなっているのですが、この年に実は私が1年間分を全部チェックさせていただきまして、明確に本当にこれは虐待と判断できるもの、それだけを抽出した年になります。ですので、統計の数が全然違って見えるかもしれませんが、そういうやり方をするとこういう数字になりました。ですが、それですと従来の児童相談所のやり方の統計と違ってきますので、その後はまたもとに戻して、児童相談所さんが統括をして、把握の仕方を整えるというやり方にしたという表になります。

17ページ、18ページ、児童相談所の年齢別・相談種類別件数を示しています。市町村はどうしても小さい子どもさんたちが多くなるのですが、児童相談所さんの方では大きい年齢の子どもさんが増えてくるということと、種類が多岐にわたっているところをもう一度ここで挙げさせていただいています。

19ページ、情報がどこから入るのかを経路別で見させていただいた状況になっております。これに関しては特に強調したいのですけれども、今日、先ほど藤林先生、そのほか、江口委員にも言っていただいたのですが、この通告の内容の家族から来る分ですね。これが実は一番トライアージが難しいのです。軽いように見えて本当は重篤だったりとかです。ですので、この分がどれぐらいのパーセント、本当にあるのだろうかというのをあえてここで確認しました。そうしますと、大体20%から多くても30%、30%になった場合は、児童虐待の中で特に虐待が重篤あるいは緊急と思われる事例を入れて、トライアージが難しいという業務は30%ぐらいですよというイメージを持っておっていただきたいと思います。

そのほかの要対協で連携してうまくやっていける分になりますと、通報されてきた段階でこちらが気を使ってとかというのが減るわけです。ですので、きちんとしたお

話を通告としてお受けして、そして、その話を落ちついて見せていただいて、緊急度のアセスメントのために市町村がそちらの施設に行くとか、そういった形のことが進められます。ですので、大変というのがありますし、技術が必要というのはあるのですが、パーセントはこういう形ですということ意識していただけたらと思います。

20ページ、パイロットスタディーの期間を中津市では経まして、29年度から正式に支援段階分類を始めました。要支援2、3とかが子育て支援課では多くなっています。

大事なことは、最初、児童相談所とか警察から泣き声とかDV目撃通告を受けた直後は要支援4と考えるケースでも、市町村の情報収集とか家庭訪問、保育所など、施設訪問の結果、早い時は5日以内、遅くても3週間以内にはアセスメントの分析、検討、スーパーバイズを全部経た結果、要支援2になるケースもあるわけです。ですので、初期の段階では高いぞと思われたのですけれども、調べると減るケースがありまして、それらをきちんと考えた上での分類をしますと、こういうパーセントになりますということを知っておいていただけたらと思います。

22ページ、虐待相談について、中津市と児相を比較してみました。これも何度も言いますが、低年齢層の心理的虐待、ネグレクトが多くて、児童相談所は全年齢層、かつ身体的虐待の相談を受けているというのが一つの特徴になります。

大事なものは、市町村の中で虐待相談と同定できる部分は少なくなりまして、今の統計で行きますと、その他の養護相談というものが非常に多くなるわけです。その中身をきっちり見ていくことが大事な作業になりまして、その中身を見るためには、逆に市町村の情報が非常に重要になります。これは県の方で見たいこうとすると難しいのです。ですから、このところに関しては市町村がしっかりやっていく。しかも、やっていっている仲間の中では技術的には随分進んできていますので、やり方をシェアをする形で各市町村で同じような考え方ができるのではないかと考えていることをお伝えしておきたいと思います。

最後になります。23ページ、児童相談所の一時保護・措置の年齢区分ごとの数と、中津市の要保護相談と一時保護について示しております。中津市の場合、児相やスキルのある複数のスーパーバイザーの助言がありますと、要支援段階4を在宅で見えますが、助言がない市町村では在宅支援が困難な数が15%から17%程度あるのではないかと考えています。この段階では人的支援、これは人数あるいはスキル等を示しますがあるかないかで各市町村で全く異なってくると思いますということをお伝えして、終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○山縣座長 ありがとうございました。

書面で意見をいただいた方々について、補足をいただきました。残った時間が20分ぐらいしかありません。最初は書面を出されなかった委員の意見を主に聞いて、最後に委員同士の確認とか、そういうことをやっていきたいと思っています。委員に対する質問でも結構です。

浜田委員、お願いします。

○浜田委員 浜田です。

時間がない中、細かいことで恐縮です。藤林委員の御報告にあったところで、1点だけ細かい確認をさせていただきたいのですが、構成員提出資料の25ページの図表のところですか。通告センターのトリアージ機能があって、そこから矢印が3本出ておりまして、市区町村と児童相談所と、もう一本は一番右に警察に行くというのがあります。これは警察も新たに児童虐待対応の一義的な機関として追加するという御趣旨なのか、それとも刑事事件化するものはこちらに振るという御趣旨にとどまるのか、そのあたりを確認させていただきませんかでしょうか。

○藤林委員 これは後者です。現在、厚労省の28年通知文にあるように、立件の可能性があるものの情報提供をするという意味です。

○浜田委員 ありがとうございます。

○山縣座長 ほかの委員、いかがでしょうか。

相澤委員、お願いします。

○相澤委員 今日の研究の御報告、ありがとうございました。

私は今日の御報告を聞いていたり、皆さんの意見を聞いていて思うのは、一つは、機能分化しても分化しなくても、非常に重要なのは、SVの存在だなど。機能分化をするにしても、しなくても、きちんとソーシャルワークを進行管理する存在がなくては始まらない。ですので、そこについて機能強化を早急にすべきだと思いました。

また、SVでも、先ほど宮島委員が言いましたように、私は大分県の杵築市の保健医療福祉の総合計画の座長をやっていたのですけれども、子どもだけではなくて、障害とか、高齢者とか、地域共生社会の実現のことを考えて、丸ごと相談したいなものも市町村によっては設置されているところは実際にあるわけですね。そうすると、そういうところで子どもを中心にしたソーシャルワークを展開するということになった時には、恐らくそういう意味で、障害とか高齢者なども俯瞰しながら、子どもの権利保障をきちんと中心に対応するような、そういうSVなり専門家をきちんと置いておくということは極めて重要になってくるのではないかと思ったということが1点です。

もう一点は、私も第三者評価システムは非常に重要だろうと。と申しますのは、社会的養護の児童福祉施設には、評価システムが入ったわけです。それによって施設も評価を受けるということで、評価基準については、それぞれの施設の職員もそれについて意識を持って対応するようになった。ある程度、効果が上がっているということがございます。児童相談所においても全国一定の機能をきちんと確保するというか、機能強化するためには、第三者評価のシステムをきちんと置くべきではないかと思いました。

以上です。

○山縣座長 ありがとうございました。

今の点、ちょっと確認させてください。奥山委員のところからつながっていて、一時保護所と児童相談所の第三者評価とが出ていますが、その趣旨の中には、市町村の第三者評価も、相澤委員あるいは奥山委員の主張の中には入っていると理解していいのですか。それとも、とりあえずは一時保護を含めた児童相談所レベルということですか。

○相澤委員 私は今のところは児童相談所レベルでいいかなと思っています。

○山縣座長 奥山委員、お願いします。

○奥山委員 私も、行政が責任を持って養育する措置制度を頭に入れば、児童相談所、一時保護所、施設、フォスタリング機関、そういう福祉機関・施設に対する評価機構をまず考えるべきではないかということです。

○山縣座長 わかりました。ありがとうございます。

ほか、どうでしょうか。

浜田委員、お願いします。

○浜田委員 浜田です。

先ほどは質問だけを申し上げましたけれども、今まで各先生方からの御報告、状況の御報告、また、今日PwCさんからも御報告をいただいたような全国各地の児童相談所のあり方を見てみると、前から思っていることですがけれども、物すごく多種多様である。このような中で、正しいやり方はこれなので、こことここは機能を分けるべきである、また、機関を分けるべきであるというのは、極めて制度として組みにくいな、ある意味で困ったなと思っているところではあります。

その観点で資料を見直しますと、今日、江口委員の提出意見の中にありますけれども、全国一律の組織のあり方を示すというあり方ではなくて、進むべき方向性とか考え方を整理するというところに最終的には帰着せざるを得ないのではないかという思いを今のところ強くしております。もちろん自由度が上がるということは、今日の最初の御報告にもあったかと思えますけれども、他方では、逆に投げられた市町村とか児童相談所側で困るという側面もあるので、そこのバランスのとり方が難しいとは思っております。国として統一的な機関の作り方を示すということは、かなりハードルの高い作業になるなという思いを新たにいたしました。

感想だけですけれども、以上です。

○山縣座長 ただ、今、浜田委員が言われたことは、非常に委員の中でも意見が分かれているところで、示すのが難しいという考え方の委員と、示さなければイメージが湧かなくてなかなか進まないのではないかという、双方の意見がここの中ではとりあえず両方あるという事実だけは。

お願いします。

○浜田委員 言葉の使い方が正確ではなかったかもしれませんが、全国一律でこのやり方でなければならないというあり方はなかなか難しいであろうという趣旨

でございます。本当はこうあるべきだとかというようにことがうたえると、その方がわかりやすかろうとは思っております。

○山縣座長 井上委員、お願いします。

○井上委員 浜田委員の言われることはとても大事なのですけれども、そこが大事なので、追加させていただきます。

国として出していただくことは、きちんと出さなければいけないと思うのです。各都道府県はそれぞれのやり方があるので、そのここはどういうようにそぐわない、なので、この都道府県ではこうしますというように明確に出していただいて、それを国がちゃんと理解して了承するという形で監督していくような格好にしないと、もし先生の言われた形のままになると、ひょっとしたら今までと同じ形になるかもしれないと不安になりましたので、言わせていただきました。

○山縣座長 ありがとうございます。

あと10分ぐらいですので、自由に御意見をいただけたらと思います。

奥山委員、お願いします。

○奥山委員 今の意見なのですけれども、結局、機能分化等の意見が出てきた背景にある「〇〇のために」というところには戻るべきで、もし今の形で行くところであれば、「〇〇のために」を解決するのを見せていただいて、今のままでもこうやれば解決できますというのを見せていただければいいのですが、そこが出てこない限り、なかなか難しいと考えます。

○浜田委員 今、井上委員、奥山委員から御指摘があったこと、私の最初の言葉の使い方がまずかったのだらうと思いますけれども、おっしゃっているイメージは完全に共有できていると思います。お二人の先生から御指摘のあったような趣旨で申し上げたということでございます。

○山縣座長 ほか、いかがでしょうか。

増田委員、お願いします。

○増田委員 ありがとうございます。

私は町村の立場から1点申し上げさせていただきますと思います。

受け皿といいますか、市町村の役割が非常に大きくなっていくというのは、議論の中で十分にわかっております。本日、鈴木先生から支援拠点のお話ございましたけれども、まさにこの御報告のとおりでございます。私どもでも今年度から子育て世代包括支援センターを4月から設置いたしました。ここで問題になったのが人の確保と財政負担でございます。

もう一つ、鈴木先生からお話がありまして、人事や組織の担当部署の理解というところも、非常に難しいものがございました。この支援拠点がこれからの市町村で非常に大きな役割を担うと思っておりますが、人員配置の資格要件の基準があり、なかなか難しいと感じております。

当町でも子育て世代包括支援センターを設置させていただきましたので、例えばこれとの併設ですとか、職員の兼務ですとか、宮島先生のお話の中にもあったのですが、領域を超えた福祉拠点として柔軟な対応ができる検討もいただければありがたいと思っております。

以上でございます。

○山縣座長 ありがとうございます。

奥山委員、お願いします。

○奥山委員 議論の進め方なのですけれども、今日の議事が28年改正児童福祉法附則第2条第3項の規定に基づく検討となっています。ヒアリングに関しては日程の調整で、その本日の議論の対象に合わなくなるのはわかるとしても、市町村の話は市町村の話で非常に重要な話であって、別に一回きちんとやるべきではないかと私は思います。

児相の話と市町村の話と、もちろんかかわるところはいっぱいあるわけですが、混在して話していたら、いつまでたっても行ったり来たりになってしまうのではないかと。その辺を、例えば次回ほどの部分をどう議論しますということを明確にさせていただかないと、議論がかみ合っていないのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○山縣座長 メーンは児童相談所の議論をしているつもりだったのですが、データがあったことと、当然機能分化とか役割分担等のところで、市町村をきくと各委員が気にされて出てきていると私は理解しております。

ということで、基本的には児童相談所のことを中心にやっているということは御理解をいただきたいと思っております。よろしいでしょうか。次回以降については当然考えていくべきだと思いますので、それは相談しながら日程の中で考えていきたいと思っております。

藤林委員、お願いします。

○藤林委員 先ほどの意見に追加ですけれども、PwCさんの報告で私が質問したコメントが本当に重要だと思ったのですが、介入セクションと支援セクションをまたもとに戻した時に、どうしても専門性、経験が分散化してしまう、蓄積しにくいという問題は大きいと思います。児童相談所に求められる虐待対応のノウハウ、技術、アセスメント力、また法的対応力は、従来よりもますます高まっているわけですから、そこには十分なチームとしての経験と専門性の蓄積が必須だと思います。

相澤委員が言われましたようにSVは重要なのですけれども、こういった虐待対応のSVを育成していく意味においても、専門セクションを置いて、そこで蓄積していくということが必須ではないかと思っております。

ただ、小規模な児童相談所はなかなか持てないという問題があると思うのですけれども、少なくとも各都道府県、政令市の中央児童相談所には専門セクションを置いて、

そこで十分な経験、専門性を蓄積していく。そこで経験を積んだスーパーバイザーが、小規模な児童相談所のスーパーバイザーになっていくということで解決していくのではないかと。というあたりのコンセンサスが、このワーキンググループで得られたらいいなと思っているところです。

以上です。

○山縣座長 ありがとうございます。

ここあたりも次回やろうかとお話ししていたところになります。資格制度とか職員の質の問題というところで、SVも当然絡んでくるのではないかと思います。

ほか、いかがでしょうか。

お願いします。

○奥山委員 個人個人の資格、SVの問題は次回ということでいいのですけれども、児童相談所の専門的機能として、ここの部分はどこでもしっかりと行うべきというラインが必要です。児童相談所運営指針ではずらっと書かれていて、何が基本的なところで、何がその次の段階なのかが余りよくわからなかったりします。

先ほど言った、例えば保護・介入の機能に合わせて、これだけはきちんとやって、それが出来たらその上にこれがあって、みたいなところはガイドラインとしてもしっかりすべきだと思います。それが今度、個人個人の資格という話になると、到達目標を明確にする際、この児相の機能に照らして、個人として到達すべきかという議論になっていくと思います。ですから、児童相談所の機能を明確に、もう少しわかりやすく提示すべきです。運営指針を読むだけで物すごく大変で混乱してくるぐらいのところがある。そういう意味で、わかりやすいものにしていく必要はあるのだろうと思うのです。

いろいろな地域に行きますと、児童相談所運営指針は、「あれは単なる指針ですから、従う必要はない」ということで、「自分たちのやり方でやっています」という児童相談所が結構あります。そうすると、今回の目黒事件のように、移転ケースなどは混乱を来すわけです。転居前のAという児童相談所と転居後のBという児童相談所が違うやり方でやっている可能性があるのですから。基本的には押さえるべきところと、そうではないところも含めて、わかるような形で提示していかなければいけないのではないかと思います。

○山縣座長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。大体予定の時間にはなっております。

江口委員、お願いします。

○江口委員 1点でございます。最初に点検検証のチームを作って、16年からずっと点検検証をしてきたというお話をさせていただきました。大阪府の組織を変える時に、この第三者委員会の意見をきちんと踏まえて変えてきたという歴史がございます。その時起こる事件、検証を行いますと、組織の課題、問題点をはっきり第三者委員会か

ら指摘を受けます。それで都道府県ごとに考えながらきちんと検証し、弱いところをきちんと強化するにはどうしたらいいかということに長年取り組んできた歴史がございます。

その中で、都道府県ごとにきっちり自分たちの児童相談所のビジョンを持ちながら、各都道府県で起こっているさまざまな事案を真摯に受けとめながら、児童相談所の職員としてはきちんと取り組んでいく姿勢を持つという大前提の中で、組織は変えていくものだという自負がございます。そういう意味で、第三者の評価を大阪が16年からやってきたというのは、厳しい指摘をたくさん受けましたけれども、私はこれは意味があったと感じています。

児童相談所は前にもお伝えしましたように、対応件数が大きく変わる、あるいは法的対応件数が変わっていくということで、明らかにベースになる児童相談所の機能が歴史的に変わってきています。それに伴い、さまざまな法律の改正も順次行われてまいりました。実は、うちの児童相談所は、運営指針の輪読会をずっと私が所長になってからやってきています。まず、ベタですけれども、運営指針を1ページずつ読んでいくという地道な取り組みをする中で、徹底的に運営指針の考え方を頭に入れた上で、いま一度児童相談所のたてつけをみんなで考えましょうと。これはもう何十年もやってきました。

そういう意味でいえば、国の方がこの間、長年、法律の改正だとか通知でございませうとか、児童相談所に付加されるいろいろな機能に全力でぶつかってきて、それをどうしていくのか考えてきたつもりでございませうけれども、都道府県ごとにその辺の歴史的な経過であるとか、あるいは規模でございませうとか、市町村の力量の差でございませうとか、そういうものを総合的に考えて、自分の問題として都道府県ごとにビジョンをしっかり持つことが必要ではないかと感じております。

以上です。

○山縣座長 ありがとうございます。

おおむね予定の時間が参りましたので、今日の会議はこれで終わらせていただきたいと思っております。

先ほど江口委員のお話の中にも少し入れていただきましたが、10月の初め、今月の初めに、「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」の報告書、今回も資料で添付いただいておりますけれども、そこの中で私自身が感じたこと、これはこの事件にかかわらず、今までのここ数回やっているワーキングの議論、全く一緒なのですが、法律とか通知で示されていることが、現場に伝わっているとは限らないという話です。本当に基本的な話なのですけれども、実はそういう初歩的なところの問題がある。

それから、伝わっていたとしても、それが行われているかどうかわからない。今回の事件は伝わっていたのだけれども、やっていなかったというところが非常に大きな

ポイントでした。

とりわけ通知について言うと、受けとめ方が大分違うのです。通知の場合、ほとんどが技術的助言であるということが書かれていて、助言だから別に義務ではないという受けとめ方をされる方もいらっしゃるというところの問題です。

3点目、私たちのやっている議論は3点目のところが多いと思うのですが、実行していったとしても、それが適切に行われているかどうかはわからない。やっているのだけでも、不適切である。アセスメントもしていますよ、でも、そのアセスメントがうまくいっていませんでしたという、その部分ですね。そういう3段階の出来事が児童相談所のあり方でも起こっているのかなと感じながら、議論を聞いていました。

少しずつ整理していかないといけませんけれども、次回、さらに提示をしていました児童と妊産婦の福祉に関する業務に従事する者の資質の向上を図るための方策ということを確認しながら、先ほど、奥山委員のお話もありましたので、再度、検討課題を事務局と座長代理と整理して、提示させていただこうと思います。

長い時間、議論をしていただきありがとうございました。

事務局の方で追加はございますでしょうか。

○國松室長補佐 本日は長時間にわたり御審議をいただきまして、ありがとうございます。

次回の日程につきましては、また改めて委員の皆様にご連絡をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○宮腰虐待防止対策推進室長 今、座長からも言っていただきましたけれども、少なくとも事務局といたしましては、本ワーキングの検討課題として挙がっております議題について、まずは一通り御議論いただきたいと思いますので、次回は資質の向上の部分について御議論いただければと思っております。残りの回がございまして、議論が足りない部分ですとか、そのあたりをどのように進めていくか、また改めて御相談をさせていただきながら進めたいと思っております。

○山縣座長 ありがとうございました。

では、また次回、日程調整をさせていただきますので、よろしくお願したいと思っております。ありがとうございました。お疲れ様でした。

※PwCコンサルティング合同会社から提出のあった資料2については、記載内容の一部に誤りがあったため、第3回市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制の強化等に向けたワーキンググループ（平成30年10月24日）において訂正の上、資料を差し替え。